

# 養老町 第三次男女共同参画プラン

令和4年度～令和13年度

ともにささえあい、ともに担い、  
誰もが輝く社会をめざして



令和4年3月  
養老町



# 目 次

<b>第 1 章 計画の策定に当たって</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景.....	1
2 計画策定の趣旨.....	5
3 計画の位置づけ.....	6
4 計画の期間.....	6
<b>第 2 章 養老町の現状</b> .....	<b>7</b>
1 統計データからみえる養老町の現状.....	7
2 男女共同参画に関するアンケート調査結果.....	16
3 第二次男女共同参画プランの評価.....	35
4 第二次男女共同参画プランからみられる課題.....	37
<b>第 3 章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>43</b>
1 基本理念.....	43
2 基本目標.....	44
3 施策の体系.....	46
<b>第 4 章 施策の方向性</b> .....	<b>47</b>
基本目標 1 男女共同参画社会に向けた意識の向上.....	47
基本目標 2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶（DV防止基本計画）.....	53
基本目標 3 女性の活躍できる環境づくり（女性活躍推進計画）.....	56
基本目標 4 あらゆる分野での男女共同参画の推進.....	62
基本目標 5 安心して暮らせるまちづくり.....	67

## 第5章 計画の推進体制..... 73

- 1 庁舎内の推進体制..... 73
- 2 地域性を活かした推進..... 73
- 3 町民・関係団体等と連携した推進..... 73

## 資料編 ..... 74

- 1 養老町男女共同参画のまちづくり条例..... 74
- 2 養老町男女共同参画のまちづくり条例施行規則..... 79
- 3 男女共同参画社会基本法..... 81
- 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律..... 85
- 5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律..... 95
- 6 養老町男女共同参画社会推進委員会設置要綱..... 104
- 7 養老町男女共同参画審議会委員名簿..... 106
- 8 プラン策定の経緯..... 107
- 9 用語解説..... 108

## 1 / 計画策定の背景

### (1) 社会の動き

日本では、少子高齢化が著しく進行しており、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来推計人口によると、現在は2008年をピークに人口減少局面に突入しています。このような人口構成の変化により、社会の構造が変化し、高齢者世帯の貧困や、非正規労働者の増大による格差などの問題が拡大しています。今後、日本社会が持続的に発展していくためには、少子高齢化という構造的な課題に対して、年齢や、性別、障がいの有無などに関係なく、個々の違いを認め、お互いを尊重し、また多様な人々が対等に関わり合いながら、活躍できる社会づくりが期待されています。

平成27年には、国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、17の目標と169のターゲットから成る「持続可能な開発目標 (SDGs)」(以下「SDGs」という。)が掲げられました。

「SDGs」は、環境・経済・社会に関わる幅広いゴール(目標)、ターゲットを設定していますが、17の目標の中には、「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画に関係が深い目標が盛り込まれています。

持続可能な開発目標 (SDGs)



## (2) 国の動き

国は、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、男女共同参画社会形成についての基本理念や国、自治体、国民の責務を明確にするとともに、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国における最重要課題として位置づけています。この基本法に基づき、平成12年に「男女共同参画基本計画」、その後、5年ごとに基本計画が閣議決定され、令和2年12月には「第5次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

なお、第5次男女共同参画基本計画において、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、ジェンダー平等に係る多国間合意の履行の観点から、目指すべき社会として改めて以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs（持続可能な開発目標）で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取り組みを行い、国際社会と協調する社会

また、平成28年4月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が施行され、自らの意思によって職業生活を営み、または営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図っています。

年号	国の動き
昭和 50(1975)年	・国際婦人年を契機に、総理府（現在の内閣府）に「婦人問題企画推進本部」を設置
昭和 52(1977)年	・女性の地位向上に関する施策の方向、目標等を明らかにした「国内行動計画」策定
昭和 60(1985)年	・「男女雇用機会均等法」の制定など国内法の整備に努めた上で、「女子差別撤廃条約」を批准
昭和 62(1987)年	・「ナイロビ将来戦略」を受けて、「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定
平成 3(1991)年	・子を養育する労働者が法律に基づいて取得できる「育児休業法」が公布

年号	国の動き
平成 11(1999)年	・男女共同参画社会の実現を促進するため基本的な法律として「男女共同参画基本法」を公布
平成 12(2000)年	・「男女共同参画基本法」に基づく「男女共同参画基本計画」が策定
平成 13(2001)年	・配偶者からの暴力（DV）にかかる通報、相談、保護、自立支援などを目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が制定
平成 17(2005)年	・政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や女性のチャレンジ支援等を盛り込んだ「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定
平成 19(2007)年	・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定
平成 22(2010)年	・実効性のあるアクションプランとするため、「成果指標」を設定した「第3次男女共同参画基本計画」が策定
平成 25(2013)年	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正 ・「ストーカー規制法」が改正
平成 26(2014)年	・「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」決定
平成 27(2015)年	・事業主行動計画の策定を大企業の事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立 ・男性中心型労働慣行等の変革やあらゆる分野における女性の活躍などに視点をおいた「第4次男女共同参画基本計画」が策定
平成 28(2016)年	・「第1回働き方改革実現会議」開催 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行
平成 29(2017)年	・「改正育児・介護休業法」が施行
令和 2(2020)年	・「第5次男女共同参画基本計画」が策定

### (3) 岐阜県の動き

岐阜県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進していくための新たな指針「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」（計画期間：2019年度から2023年度まで）を策定しました。

男女の地位の不平等感、性別による固定的役割分担意識があること、政策・方針決定過程への女性の参画が進んでいないこと、働く場における女性の活躍が進んでいないこと、男性の家事・育児・介護等への参画が進んでいないこと、さらに人口減少及び少子高齢化の進展、ライフスタイルや価値観の多様化などの現状を踏まえ、第4次計画では、7つの重点事項に取り組み、男女共同参画社会を図っています。

- ① あらゆる分野への女性の参画拡大
- ② 男性の家事・育児・介護等への参画の推進
- ③ 企業経営者や管理職等の意識改革
- ④ 男性中心型労働慣行等の変革とワーク・ライフ・バランスの実現
- ⑤ 女性のキャリアアップに向けた支援や再就職希望者等に対する支援
- ⑥ 配偶者等からの暴力に関する更なる普及啓発
- ⑦ 男女共同参画社会の実現を目指した教育・学習の機会の充実やきめ細やかな広報・啓発の展開

年号	岐阜県の動き
昭和 51(1976)年	・ 民生部児童家庭課に婦人問題担当窓口設置 ・ 婦人問題連絡会議設置
昭和 54(1979)年	・ 環境部県民生活課に婦人問題担当配置 ・ 第Ⅰ期婦人問題懇話会設置
昭和 56(1981)年	・ 「婦人の地位と福祉の向上に関する提言」（第Ⅰ期婦人問題懇話会）
昭和 57(1982)年	・ 第Ⅱ期婦人問題懇話会設置 ・ 総務部青少年婦人課に婦人問題担当設置
昭和 59(1984)年	・ 第Ⅰ期婦人問題推進会議設置 ・ 「家庭生活における婦人の地位向上に関する提言」（第Ⅱ期婦人問題懇話会）
昭和 61(1986)年	・ 「岐阜県婦人行動計画」策定 ・ 第Ⅱ期婦人問題推進会議設置
平成元(1989)年	・ 女性の世紀 21 委員会設置

年号	岐阜県の動き
平成 5(1993)年	・「男女共同参画型社会をめざしての提言」(女性の世紀 21 委員会)
平成 6(1994)年	・「女と男のはあもにいプランーぎふ女性行動計画ー」策定
平成 10(1998)年	・「第 3 次ぎふ女性行動計画への提言」(女性の世紀 21 委員会)
平成 11(1999)年	・「ぎふ男女参画プラン」策定
平成 14(2002)年	・「ぎふ男女共同参画プラン」一部改訂
平成 15(2003)年	・「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」施行 ・第 1 回男女共同参画推進強調月間(11月)
平成 16(2004)年	・岐阜県男女共同参画二十一世紀審議会設置 ・「岐阜県男女共同参画計画」策定
平成 18(2006)年	・「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定
平成 21(2009)年	・「岐阜県男女共同参画計画(第 2 次)」策定 ・「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第 2 次)」策定
平成 26(2014)年	・「岐阜県男女共同参画計画(第 3 次)」策定 ・「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第 3 次)」策定
平成 31(2019)年	・「岐阜県男女共同参画計画(第 4 次)」策定

## 2 計画策定の趣旨

養老町では、男女共同参画施策の方向性と内容を明らかにし、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成24年3月に総合計画と連動した「養老町第二次男女共同参画プラン」を策定し、計画の基本理念である「ともにささえあい、ともに担い、誰もが輝く社会をめざして」の実現に向け、各事業を推進しています。

この度、「養老町第二次男女共同参画プラン」の計画期間の満了に伴い、これまでの養老町の取組について評価を行い、社会的な背景や男女共同参画をめぐる状況の変化を踏まえ、次期計画を策定します。

また、計画の実行性を確保するため、住民に対するアンケート調査を実施するとともに、住民、関係団体、有識者などで構成する養老町男女共同参画審議会において、プランの推進状況や取組の評価・点検を行い、施策への反映を図っています。

### 3 / 計画の位置づけ

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づき、国の「第5次男女共同参画基本計画」や岐阜県の「岐阜県男女共同参画計画（第4次）」を勘案して、男女共同参画社会の促進に関する施策についてまとめた「市町村男女共同参画計画」です。
- 本計画の一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についてまとめた「市町村推進計画」です。
- 本計画の一部は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施についてまとめた「市町村基本計画」です。
- 本計画は、養老町の上位計画である「養老町まちづくりビジョン」（計画期間：令和3年度～令和12年度）や他分野の計画との整合性を図り策定するものです。

### 4 / 計画の期間

プランの計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

## 第2章

# 養老町の現状

### 1 統計データからみえる養老町の現状

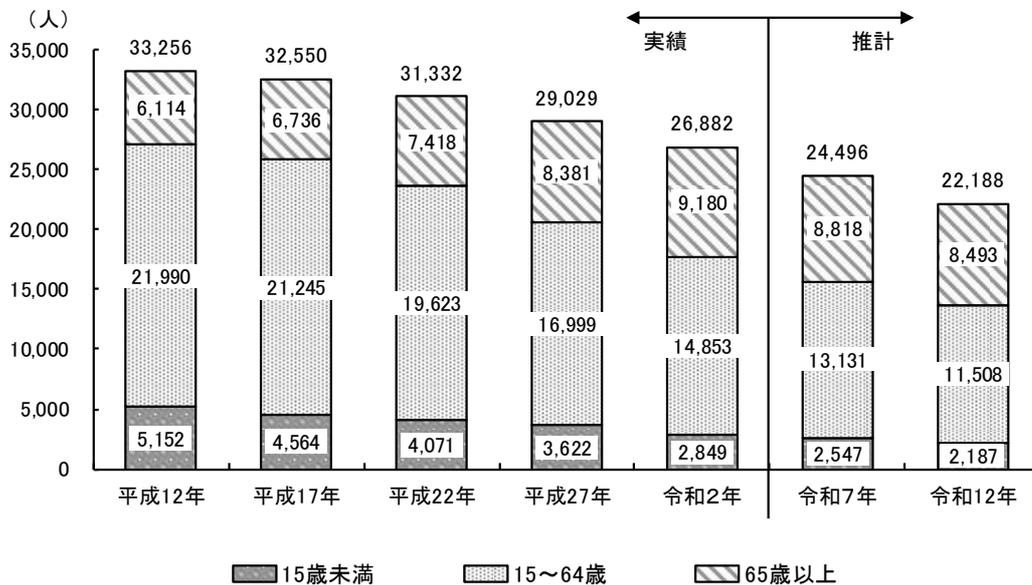
#### (1) 人口の状況

##### ① 人口の推移

養老町の人口は、平成12年から減少しており、令和2年では、26,882人となっています。年代別にみると、15歳未満と15～64歳の人口は減少していますが、65歳以上の人口は増加し、令和2年で9,180人となっています。

また、令和12年には総人口が22,188人と、令和2年より17.5%減少することが予想されています。

人口の推移



資料：実績は国勢調査

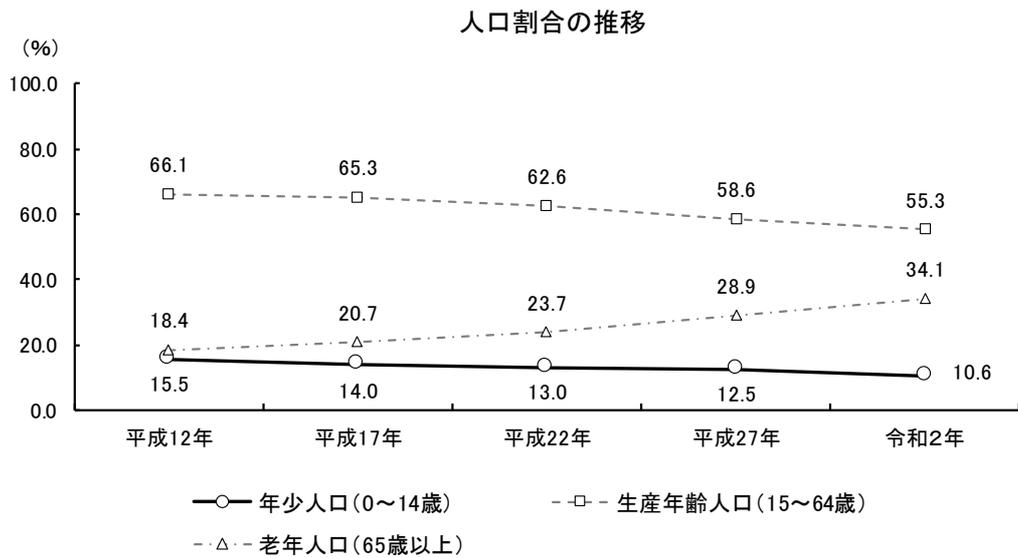
推計は国立社会保障・人口問題研究所「将来の地域別男女5歳階級別人口（H30）」

※平成27年の国勢調査をもとに推計

※合計値については、平成17年は5人、平成22年は220人、平成27年は27人の年齢不詳が含まれています。

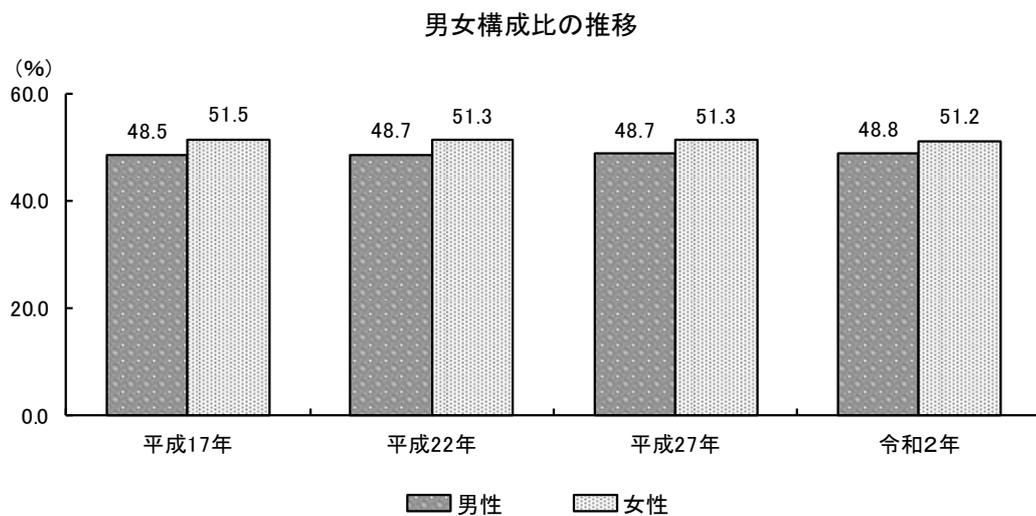
## ② 人口割合の推移

養老町の年齢3区分別人口の割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は年々減少しています。一方、老年人口（65歳以上）は増加しており、令和2年では34.1%となっています。



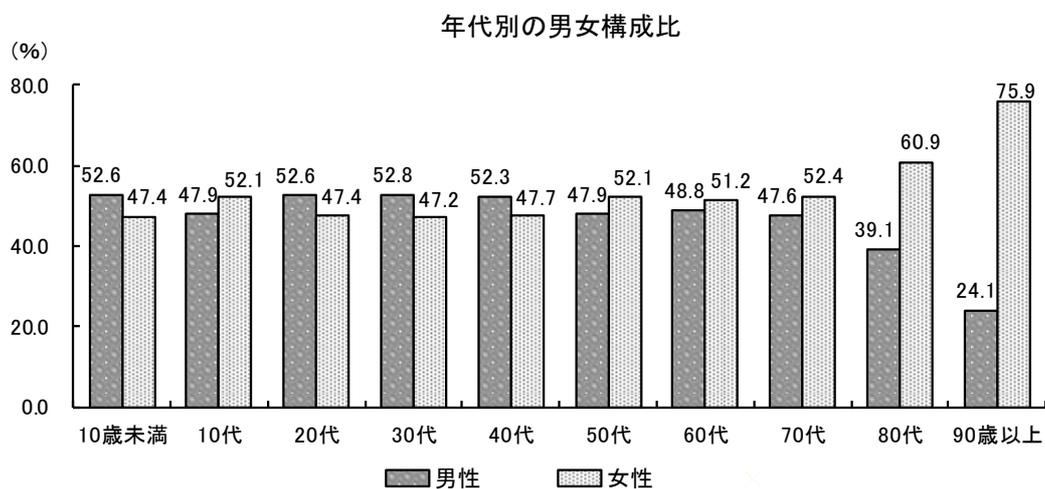
## ③ 男女構成比の推移

養老町の男女別人口の構成比をみると、男性よりも女性が若干多い状況が続いており、令和2年では、女性51.2%、男性48.8%となっています。



#### ④ 年代別の男女構成比

養老町の年代別の男女構成比をみると、20歳代～40代までは女性よりも男性の方が多くなっています。一方、70代以上になると、男性よりも女性の方が多くなり、80代では女性60.9%、90代では女性75.9%となっています。

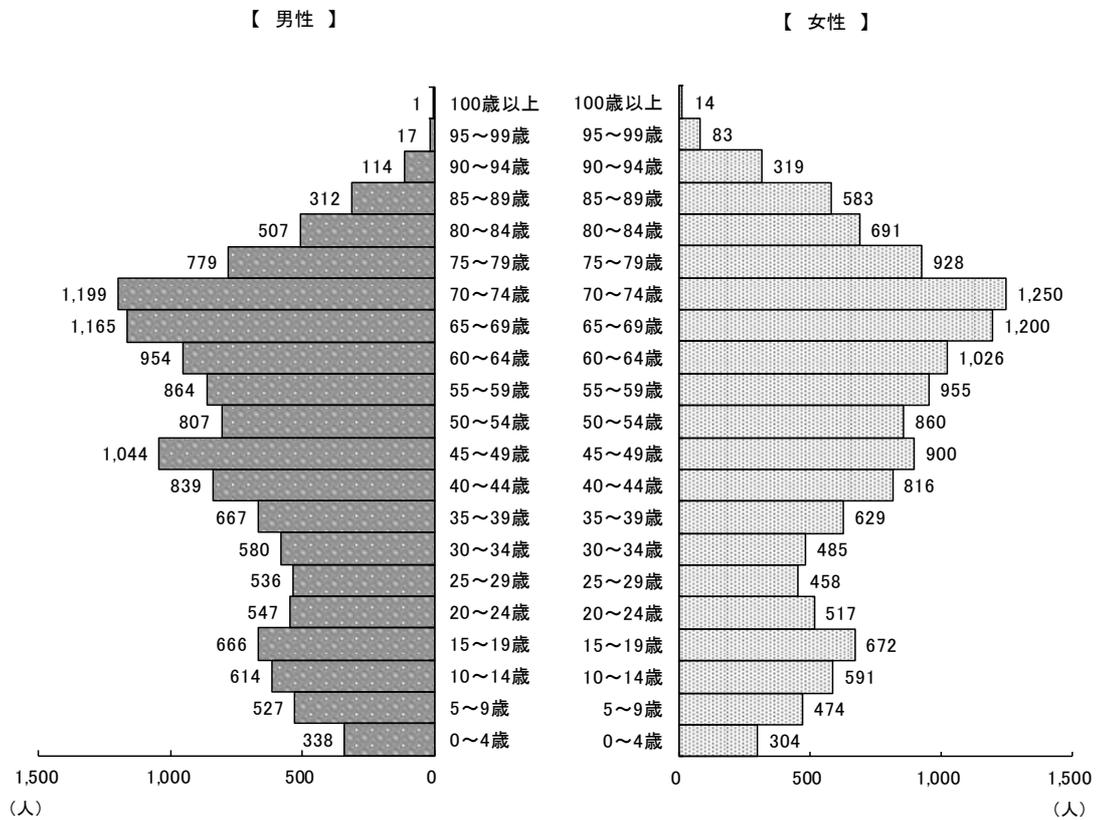


資料：国勢調査（令和2年）



## ⑤ 人口ピラミッド

養老町の人口ピラミッドをみると、男女ともに45～49歳、65～69歳、70～74歳の人口が多くなっており、「ひょうたん型」を描いています。

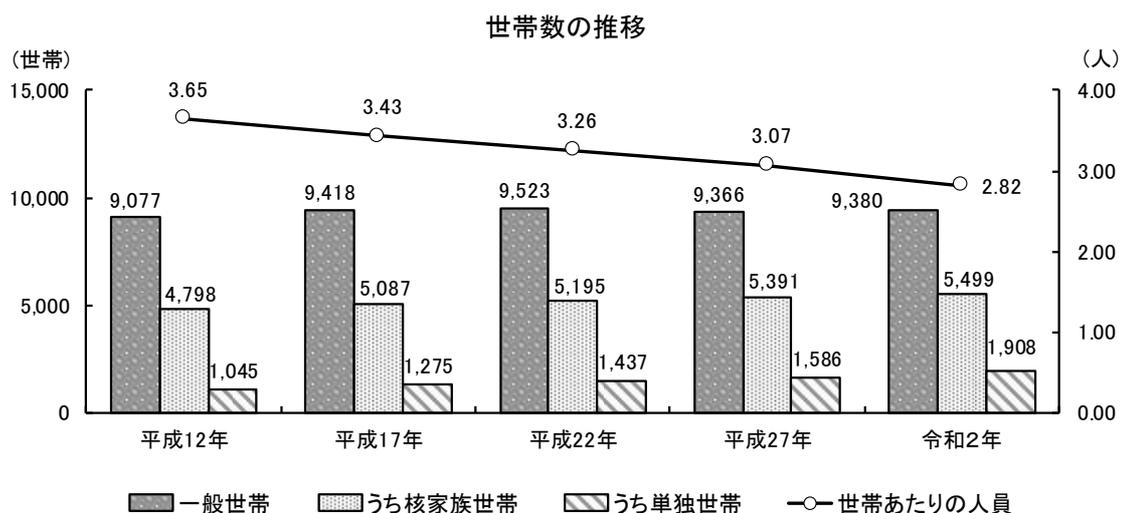


資料：国勢調査（令和2年）

## ⑥ 世帯数の推移

世帯数の推移をみると、平成12年から令和2年にかけて、一般世帯は約1.03倍増加し、9,380世帯となっています。また、核家族世帯・単独世帯も年々増加しています。

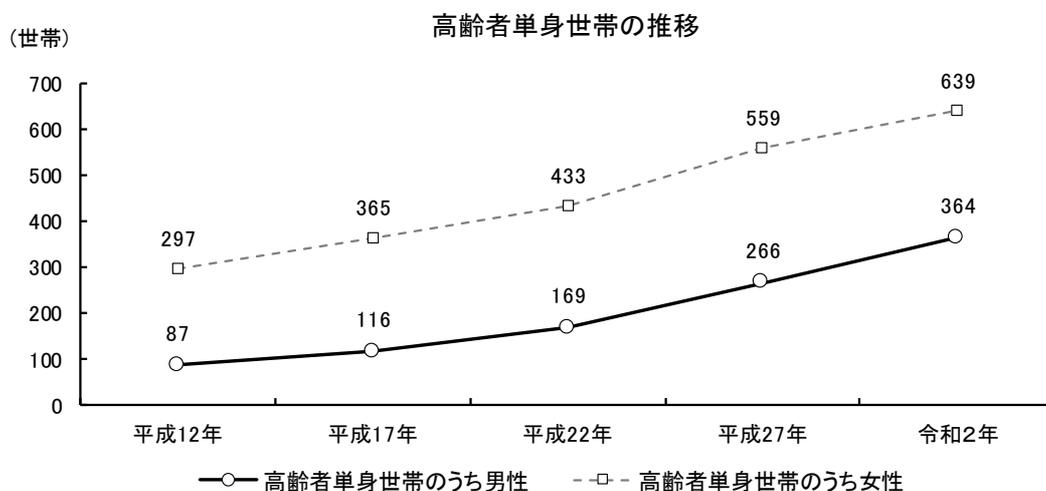
一方、1世帯あたりの人員は年々減少し、令和2年では2.82人となっています。



資料：国勢調査

## ⑦ 高齢者単身世帯の推移

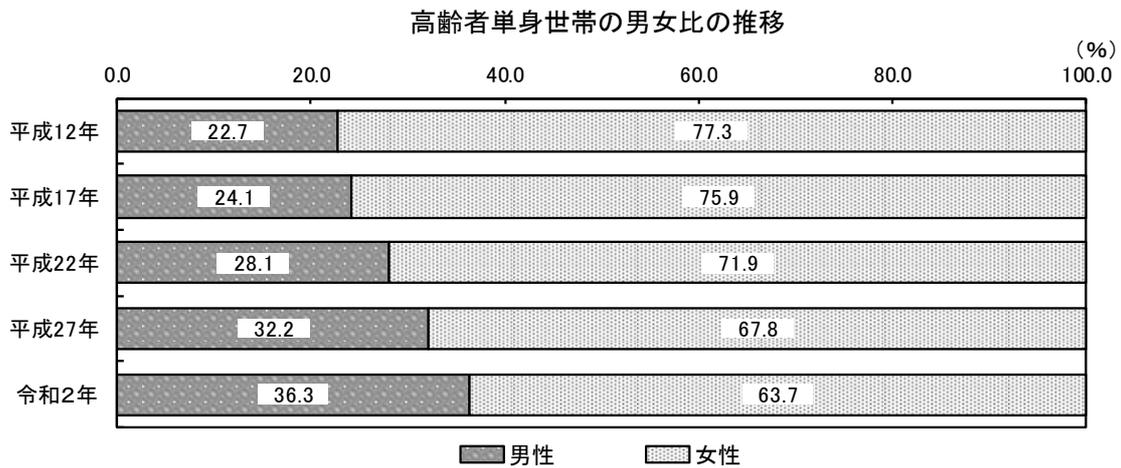
高齢者単身世帯の推移をみると、平成12年から令和2年にかけて、男女ともに増加しており、男性は約4.2倍の364世帯、女性は約2.2倍の639世帯となっています。



資料：国勢調査

### ⑧ 高齢者単身世帯の男女比の推移

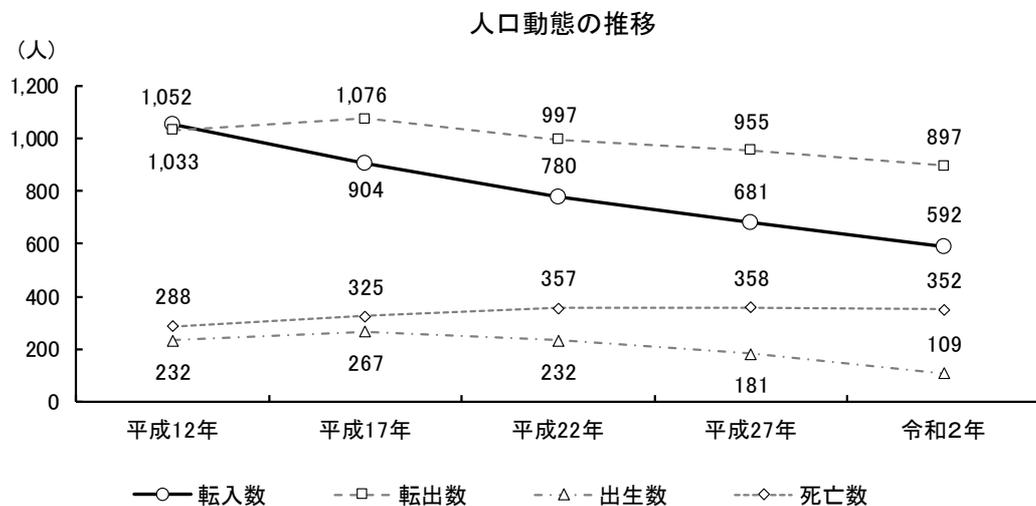
高齢者単身世帯の男女比の推移をみると、平成12年では男性22.7%、女性77.3%となっていました。令和2年では男性36.3%、女性63.7%と男性の割合が高くなってきています。



### ⑨ 人口動態の推移

養老町の人口動態の推移をみると、転出数は平成17年に一旦増加した後、減少し、令和2年で897人となっています。一方、転入数は平成12年以降減少しており、令和2年で592人となっています。

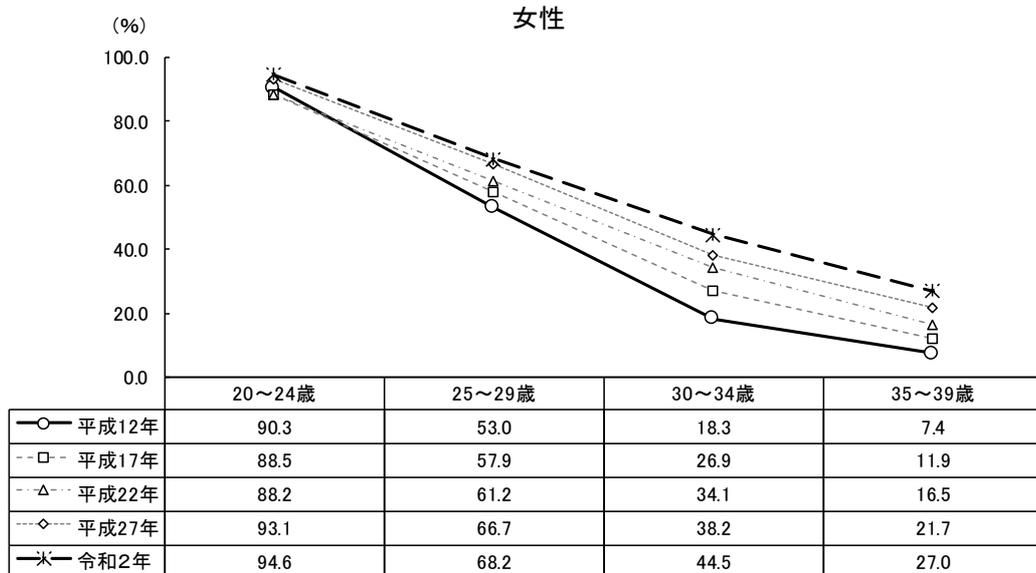
出生数は平成17年に一旦増加した後、減少し、令和2年で109人となっています。一方、死亡数は年々増加し、令和2年で352人となっています。



### ⑩ 未婚率の推移（養老町 女性）

養老町の女性の年代別未婚率の推移をみると、平成12年から令和2年にかけて、各年代の未婚率が上昇しています。

特に35～39歳では、平成12年から約3.6倍上昇し、令和2年で27.0%となっています。

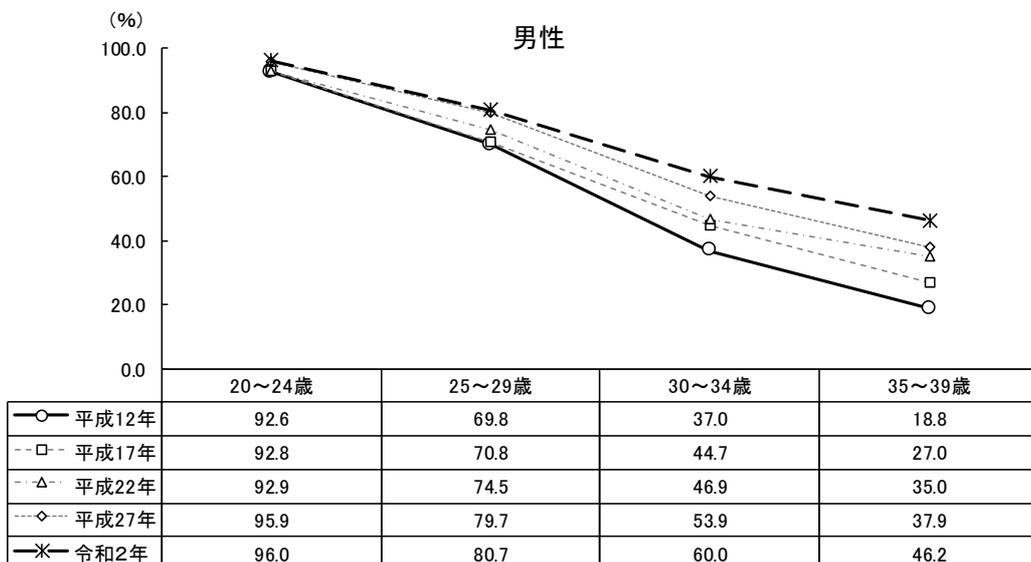


資料：国勢調査

### ⑪ 未婚率の推移（養老町 男性）

養老町の男性の年代別未婚率の推移をみると、平成12年から令和2年にかけて、各年代の未婚率が上昇しています。

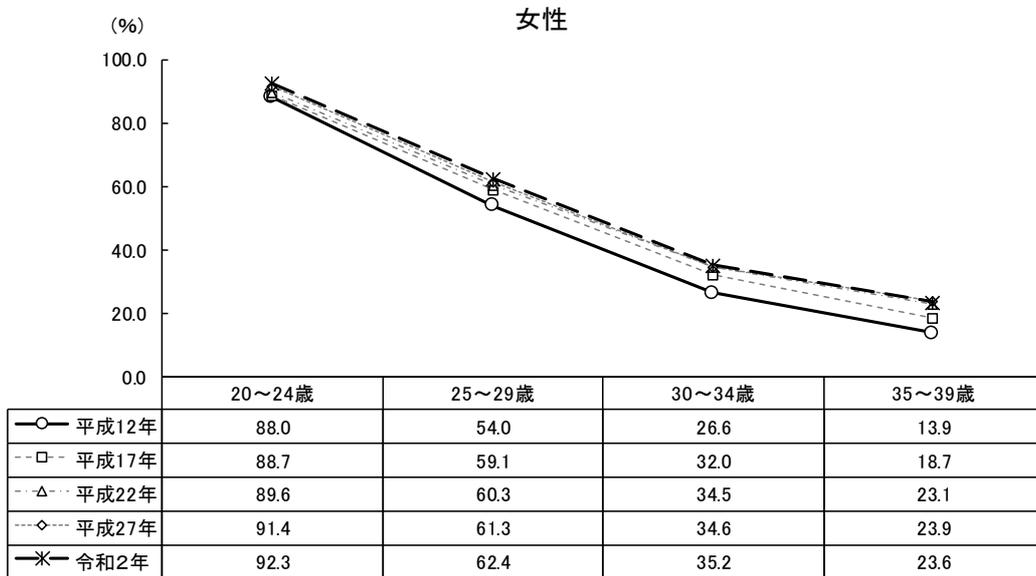
特に35～39歳では、平成12年から約2.5倍上昇し、令和2年で46.2%となっています。



資料：国勢調査

## ⑫ 未婚率の推移（全国 女性）

全国の女性の年代別未婚率の推移をみると、平成12年から令和2年にかけて、各年代の未婚率が上昇しています。特に35～39歳では、平成12年から約1.7倍上昇し、令和2年で23.6%となっています。

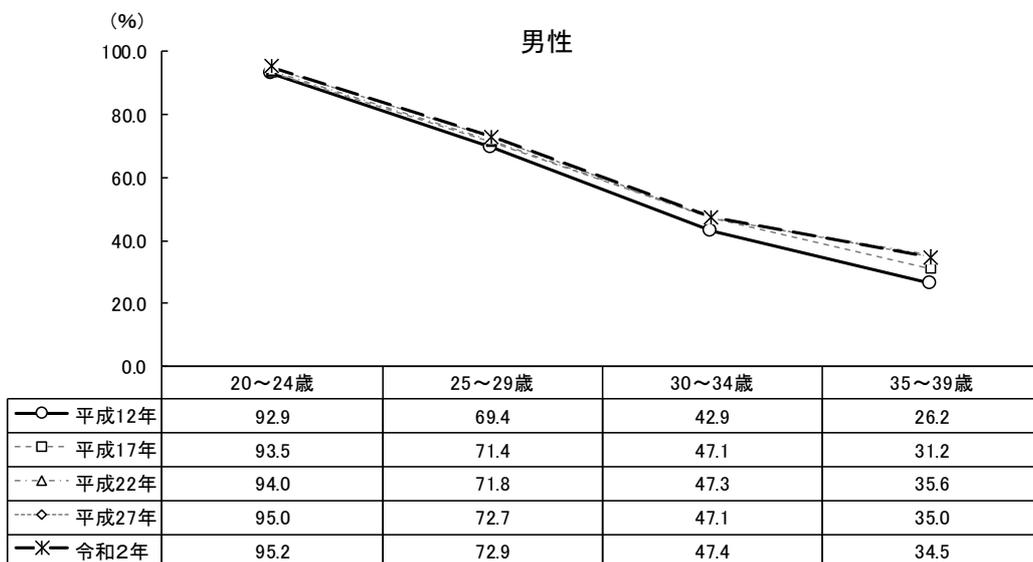


資料：国勢調査

## ⑬ 未婚率の推移（全国 男性）

全国の男性の年代別未婚率の推移をみると、平成12年から令和2年にかけて、各年代の未婚率が上昇しています。

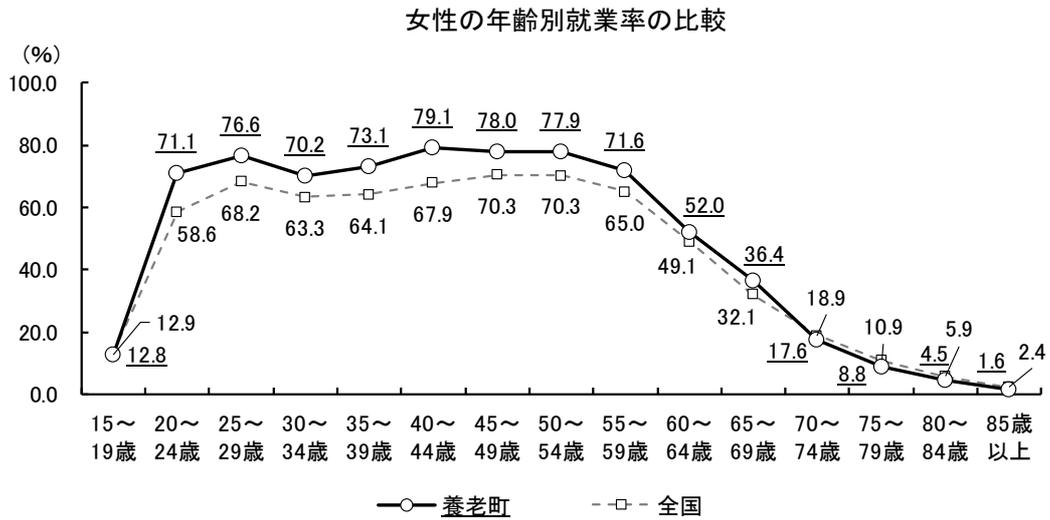
特に35～39歳では、平成12年から約1.3倍上昇し、令和2年で34.5%となっています。



資料：国勢調査

⑭ 女性の年齢別就業率の比較（全国・養老町）

養老町と全国の女性の年齢別就業率の推移をみると、結婚・出産期に当たる各年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するM字カーブを描いています。養老町の20～69歳では、全国と比べて高い就業率となっています。



資料：国勢調査（平成27年）  
※最新データは令和4年5月公表予定

## 2 男女共同参画に関するアンケート調査結果

「第三次男女共同参画プラン」を策定するに当たり、町民及び町内の企業、高校へ通っている人の男女共同参画に関する意識や意見を把握し、策定の基礎資料とするためにアンケートを実施しました。

- 調査期間 令和2年10月15日から令和2年11月10日
- 調査対象 一般町民：養老町在住の20歳以上の町民から無作為抽出  
(各世代の男女同数ずつに配布)  
企業従業員：養老町内の企業に勤務する従業員から無作為抽出  
高校生：岐阜県立大垣養老高校の令和2年度の高校3年生

### □ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
一般町民	2,050 通	767 通	37.4%
20歳～29歳	380 通	93 通	24.5%
30歳～39歳	400 通	120 通	30.0%
40歳～49歳	420 通	160 通	38.1%
50歳～59歳	380 通	153 通	40.3%
60歳～69歳	290 通	145 通	50.0%
70歳以上	180 通	95 通	52.8%
年齢不明	—	1 通	—
企業従業員	610 通	589 通 (うち、町内在住 210 人 町外在住 370 人 無回答 9 人)	96.6%
高校生	237 通	234 通 (うち、町内在住 44 人 町外在住 183 人 無回答 7 人)	98.7%

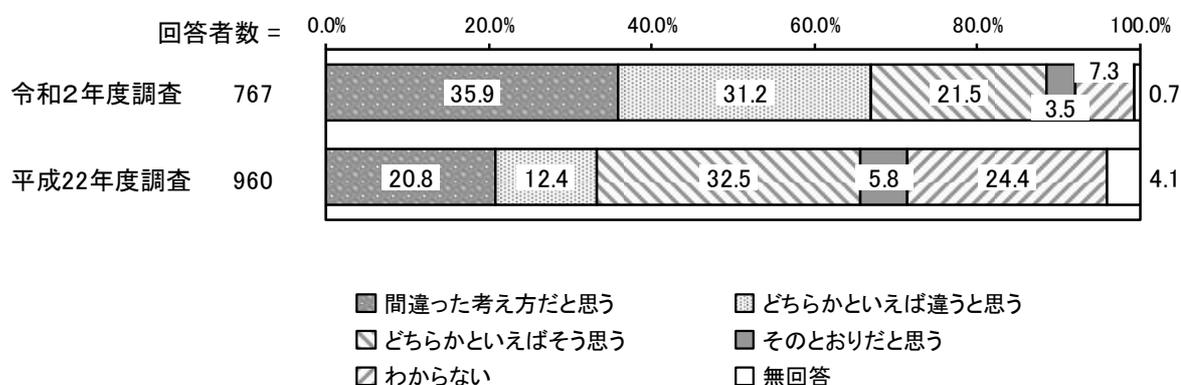
## (1) 町民アンケート

### ① 「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担の考え方について

「間違っただと考え方だと思う」と「どちらかといえば違うと思う」をあわせた“間違っただと考え方だと思う”の割合が67.1%、「どちらかといえばそう思う」と「そのとおりだと思う」をあわせた“そのとおりだと思う”の割合が25.0%となっています。

平成22年度調査と比較すると、“間違っただと考え方だと思う”の割合が増加し、“そのとおりだと思う”の割合が減少しています。

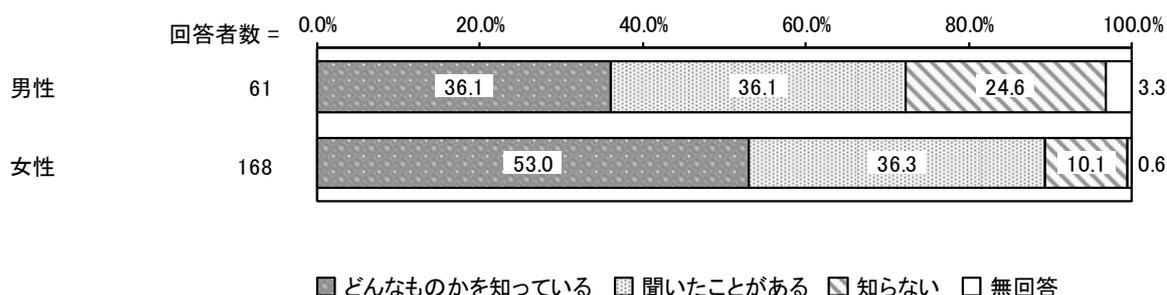
「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担の考え方について（一般町民）



## ② ジェンダーということばを知っているかについて

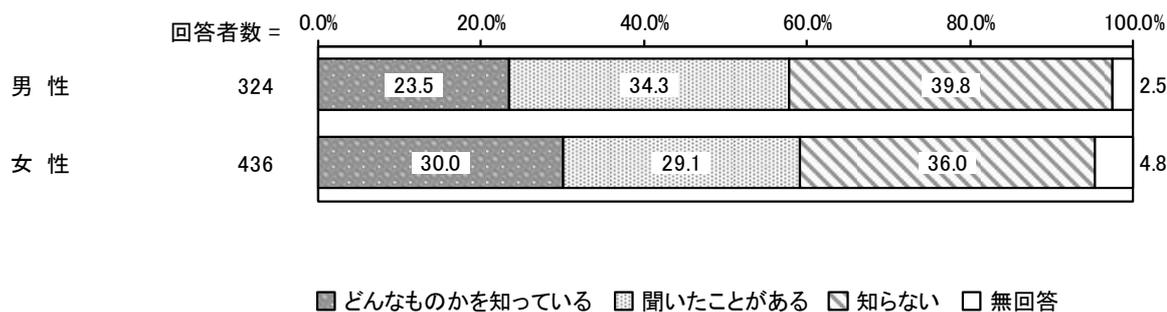
高校生の性別で見ると、女性に比べ、男性で「知らない」の割合が高く、2割半ばとなっています。また、男性に比べ、女性で「どんなものかを知っている」の割合が高く、約5割となっています。

ジェンダーという言葉を知っているかについて（高校生）



一般市民の性別で見ると、女性に比べ、男性で「聞いたことがある」の割合が高く、3割半ばとなっています。また、男性に比べ、女性で「どんなものかを知っている」の割合が高く、3割となっています。

ジェンダーという言葉を知っているかについて（一般市民）

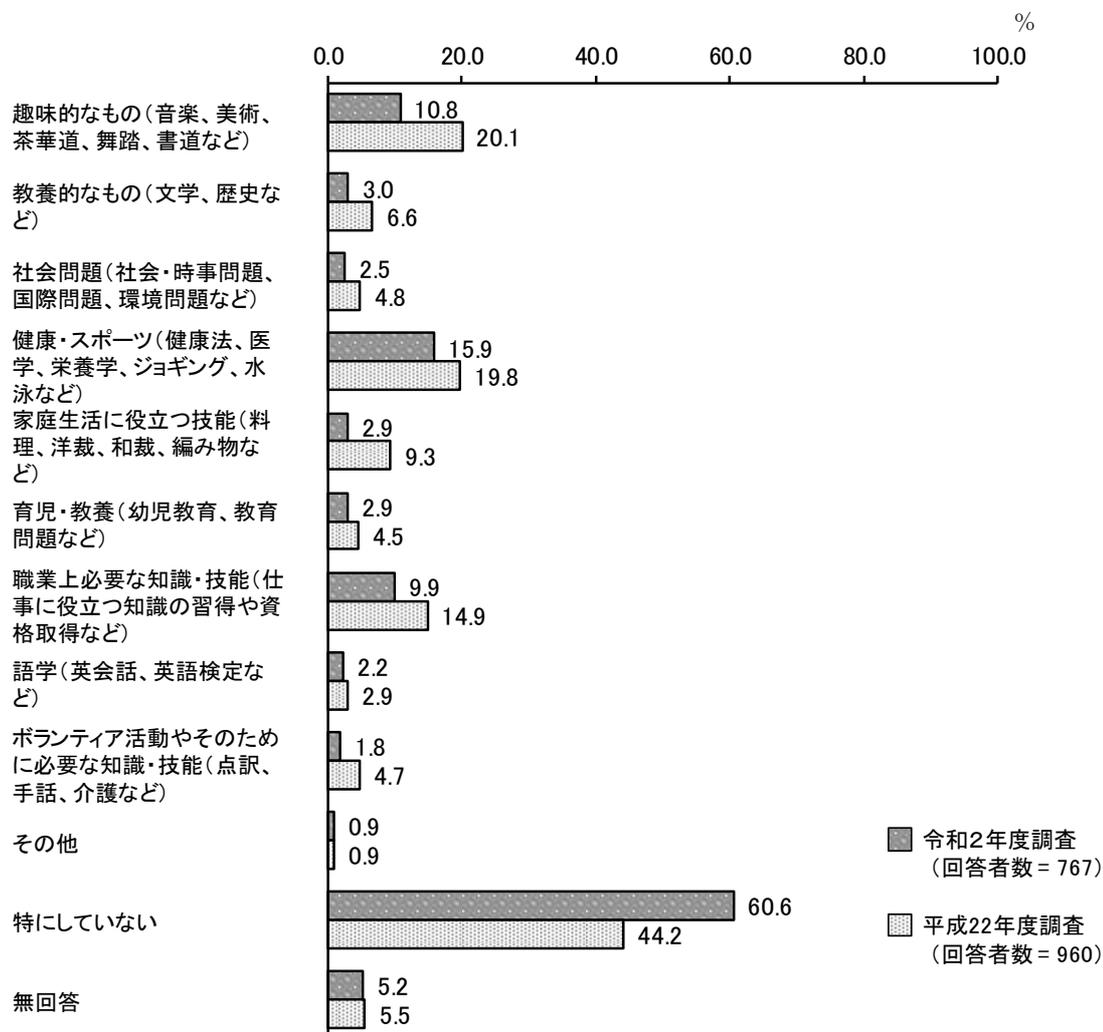


### ③ 過去1年間に次のような生涯学習を行ったことがあるかについて

「特にしていない」の割合が60.6%と最も高く、次いで「健康・スポーツ（健康法、医学、栄養学、ジョギング、水泳など）」の割合が15.9%、「趣味的なもの（音楽、美術、茶華道、舞踏、書道など）」の割合が10.8%となっています。

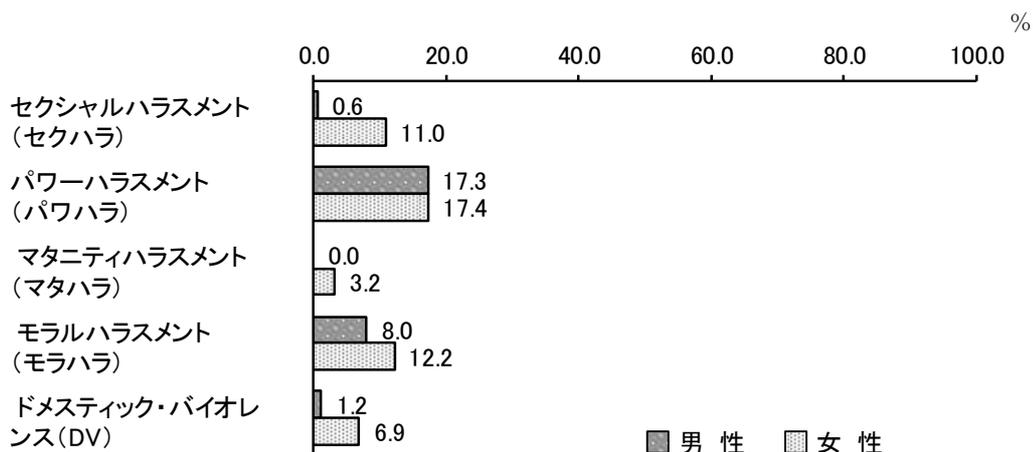
平成22年度調査と比較すると、「特にしていない」の割合が増加しています。一方、「趣味的なもの（音楽、美術、茶華道、舞踏、書道など）」「家庭生活に役立つ技能（料理、洋裁、和裁、編み物など）」「職業上必要な知識・技能（仕事に役立つ知識の習得や資格取得など）」の割合が減少しています。

過去1年間に次のような生涯学習を行ったことがあるかについて（一般町民）



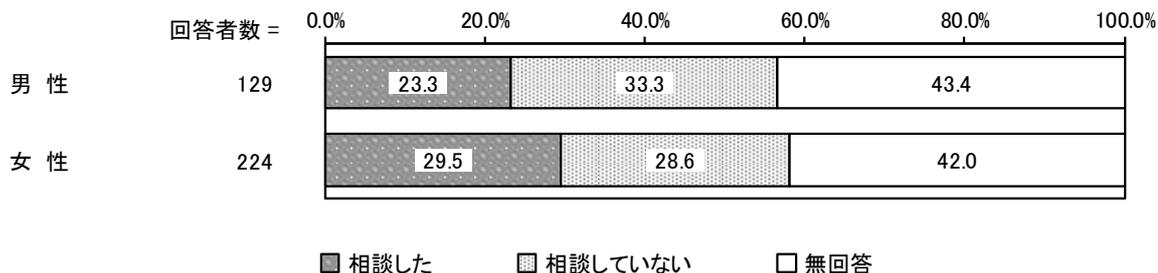
#### ④ 被害を受けたことがあるDV・ハラスメント行為について

『セクシャルハラスメント（セクハラ）』で男性が0.6%、女性が11.0%、『パワーハラスメント（パワハラ）』で男性が17.3%、女性が17.4%、『マタニティハラスメント（マタハラ）』で男性が0.0%、女性が3.2%、『モラルハラスメント（モラハラ）』で男性が8.0%、女性が12.2%、『ドメスティック・バイオレンス(DV)』で男性が1.2%、女性が6.9%となっています。



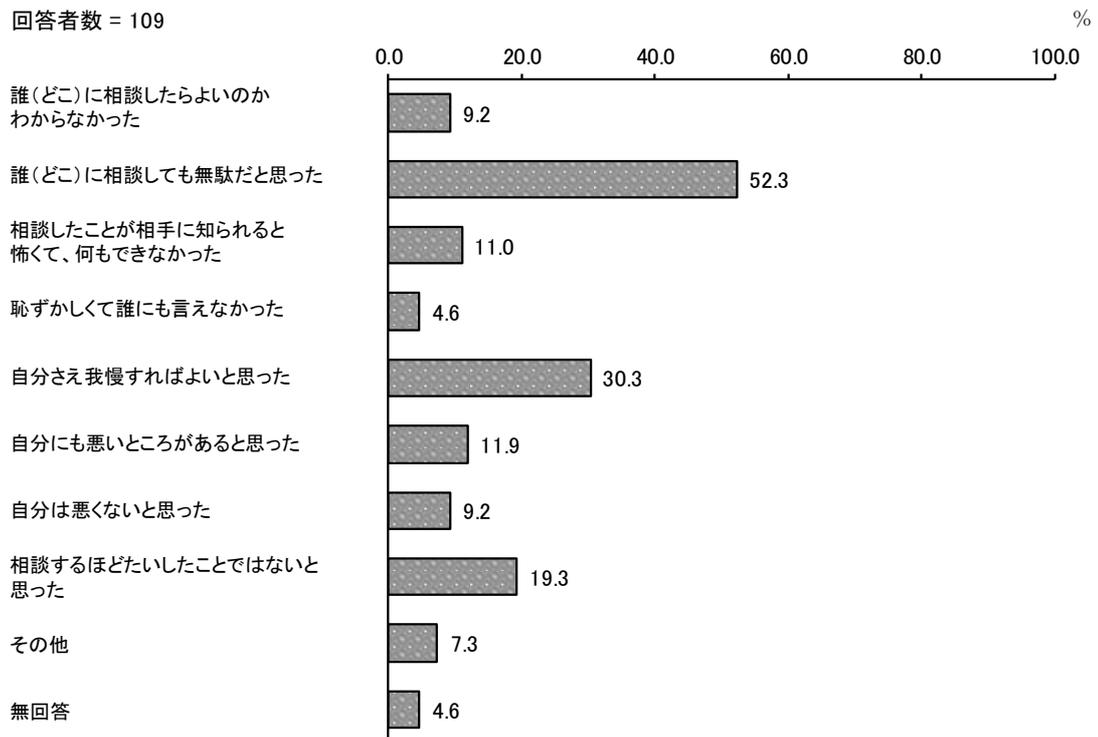
DV・ハラスメント行為について経験がある人の相談状況について、「相談していない」の割合が男性で33.3%、女性で28.6%となっています。

#### DV・ハラスメント行為について経験がある人の相談状況について（一般町民）



相談していない理由について、「誰（どこ）に相談しても無駄だと思った」の割合が52.3%と最も高く、次いで「自分さえ我慢すればよいと思った」の割合が30.3%、「相談するほどたいしたことではないと思った」の割合が19.3%となっています。

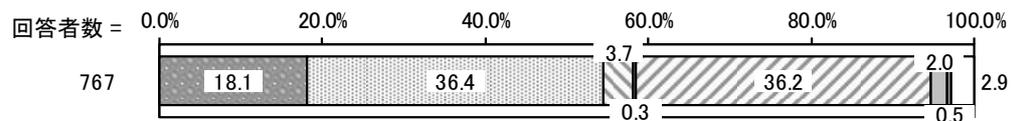
DV・ハラスメント行為を相談していない理由について（一般町民）



⑤ 女性が職業を持つことについて

「結婚や出産などで職業をやめても、再び職業を持つほうがよい」の割合が36.4%と最も高く、次いで「女性本人の思うとおりにするのがよい」の割合が36.2%、「ずっと職業を持ち続けるほうがよい」の割合が18.1%となっています。

女性が職業を持つことについて（一般町民）



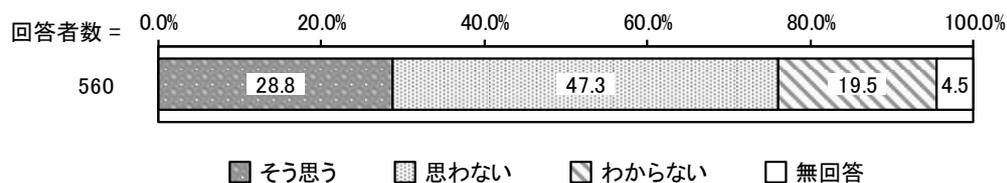
- ずっと職業を持ち続けるほうがよい
- 結婚や出産などで職業をやめても、再び職業を持つほうがよい
- 結婚や出産するまでは、職業を持つほうがよい
- 女性は職業を持たないほうがよい
- 女性本人の思うとおりにするのがよい
- わからない
- その他
- 無回答

## ⑥ 職場（会社全体）の男女を取り巻く状況について

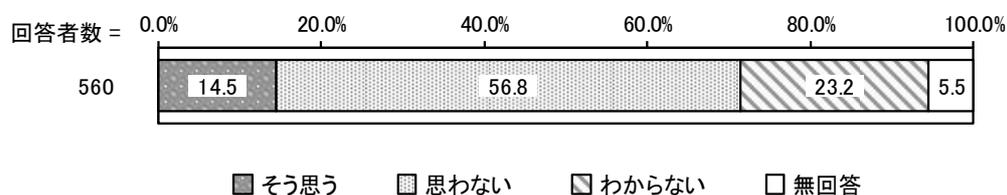
『賃金や待遇などに男女格差がなく、ともに対等に仕事ができている』で「思わない」の割合が高く、4割半ばとなっています。

また、『育児・介護休暇などが男女ともに活用されている』で「思わない」の割合が高く、5割半ばとなっています。

賃金や待遇などに男女格差がなく、ともに対等に仕事ができていると思うか（一般町民）



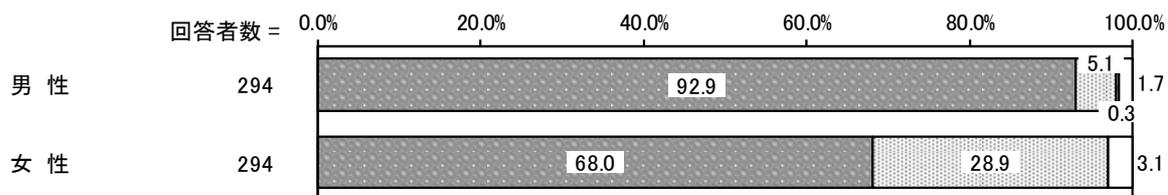
育児・介護休暇などが男女ともに活用されていると思うか（一般町民）



### ⑦ 就労形態について

「非正規雇用で働いている（契約社員・派遣社員・パート・アルバイトなど）」の割合が、男性で5.1%、女性で28.9%となっています。

あなたの就労形態について（事業所）



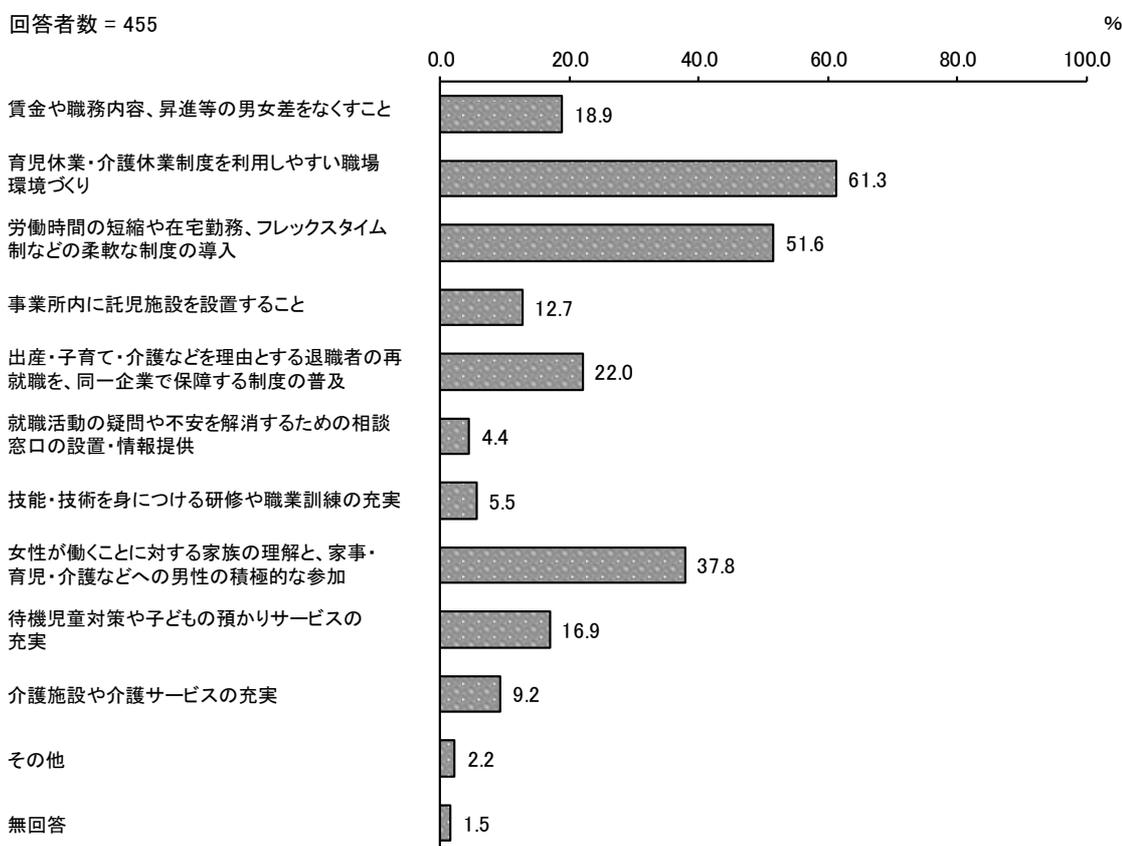
- 正規雇用で働いている
- 非正規雇用で働いている(契約社員・派遣社員・パート・アルバイトなど)
- その他
- 無回答



⑧ 仕事先で働き続けるためや、出産・子育て・介護などの理由で一旦仕事を辞めた後に再就職するために必要なことについて

「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境づくり」の割合が61.3%と最も高く、次いで「労働時間の短縮や在宅勤務、フレックスタイム制などの柔軟な制度の導入」の割合が51.6%、「女性が働くことに対する家族の理解と、家事・育児・介護などへの男性の積極的な参加」の割合が37.8%となっています。

再就職するために必要なことについて（事業所）

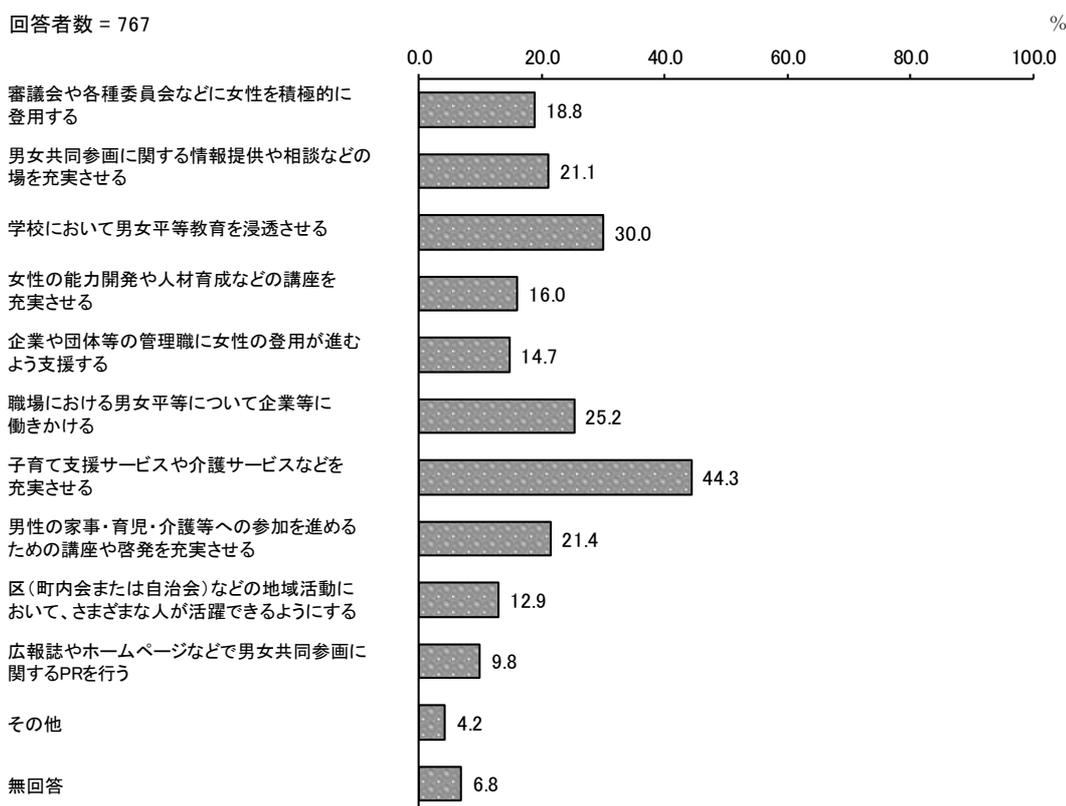


⑨ 今後、男女共同参画を進めていくうえで、養老町が力を入れていくべきことについて

一般町民では、「子育て支援サービスや介護サービスなどを充実させる」の割合が44.3%と最も高く、次いで「学校において男女平等教育を浸透させる」の割合が30.0%、「職場における男女平等について企業等に働きかける」の割合が25.2%となっています。

また、「審議会や各種委員会などに女性を積極的に登用する」の割合が、一般町民では18.8%、高校生では23.5%となっています。

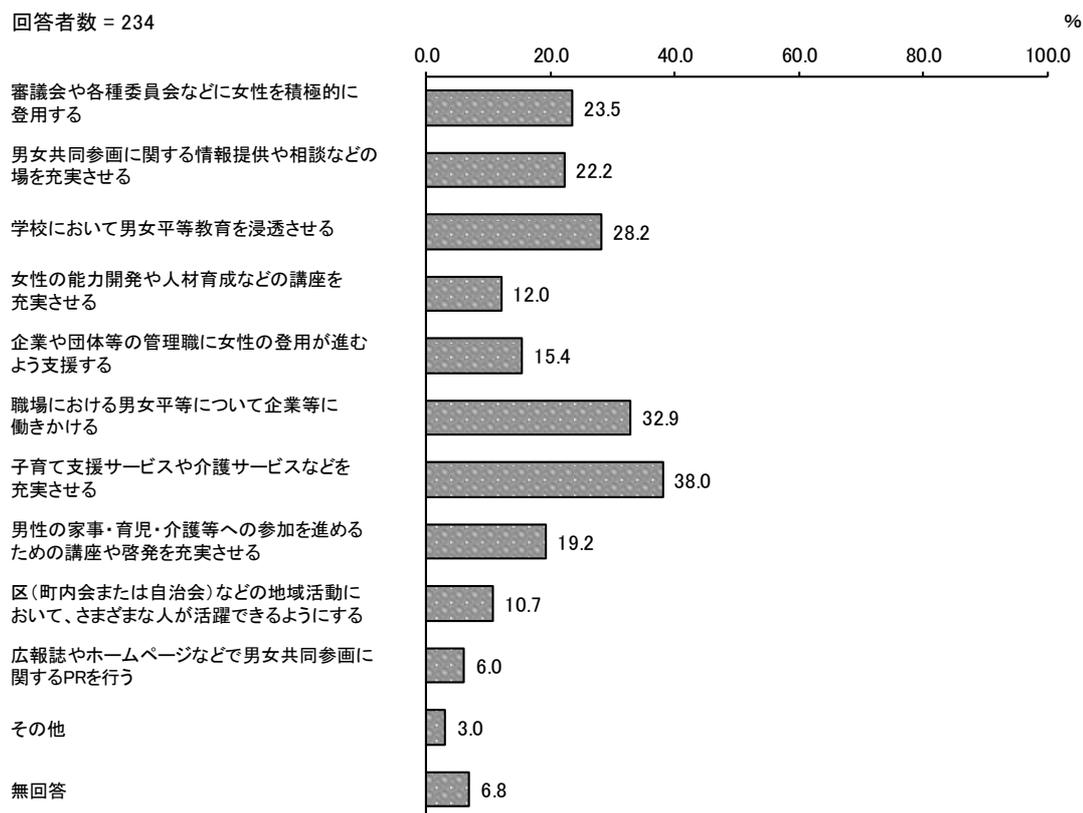
今後、男女共同参画を進めていくうえで、  
養老町はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(一般町民)



高校生では「職場における男女平等について企業等に働きかける」の割合が「子育て支援サービスや介護サービスなどを充実させる」に続いて高くなっています。

今後、男女共同参画を進めていくうえで、  
養老町はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。(高校生)

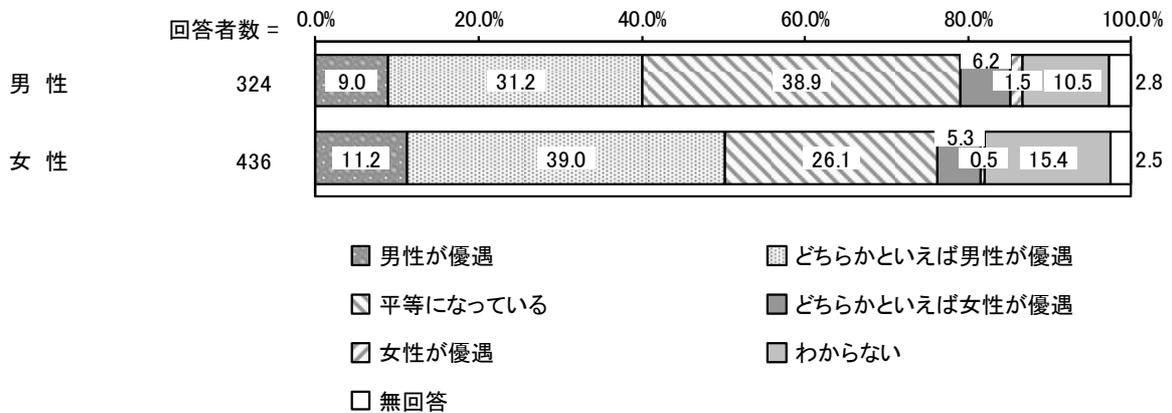
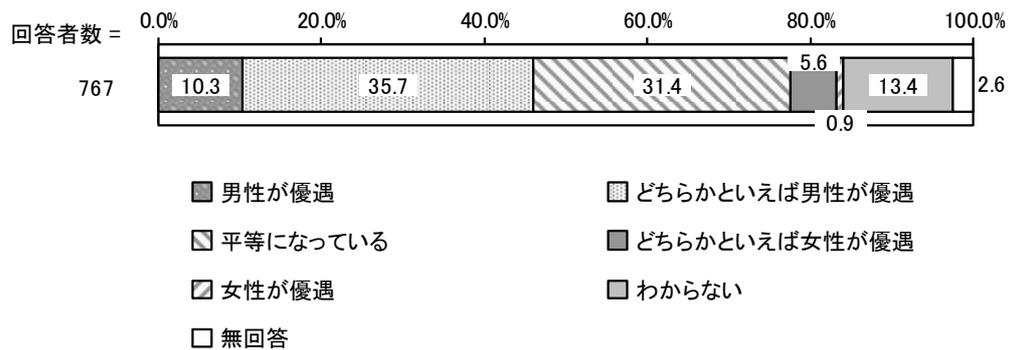
回答者数 = 234



⑩ 各分野における男女の地位について

男女がどの程度平等になっているかについて、「地域活動の場」で“男性が優遇”の割合が高く、4割半ばとなっています。また、性別で見ると、男性に比べ、女性で“男性が優遇”の割合が高く、約5割となっています。

各分野における男女の地位について「地域活動の場」（一般町民）



⑪ 次のような制度を利用したことがあるかについて

性別で見ると、男性に比べ、女性で「育児休業制度」の割合が高く、27.9%、男性で1.0%となっています。

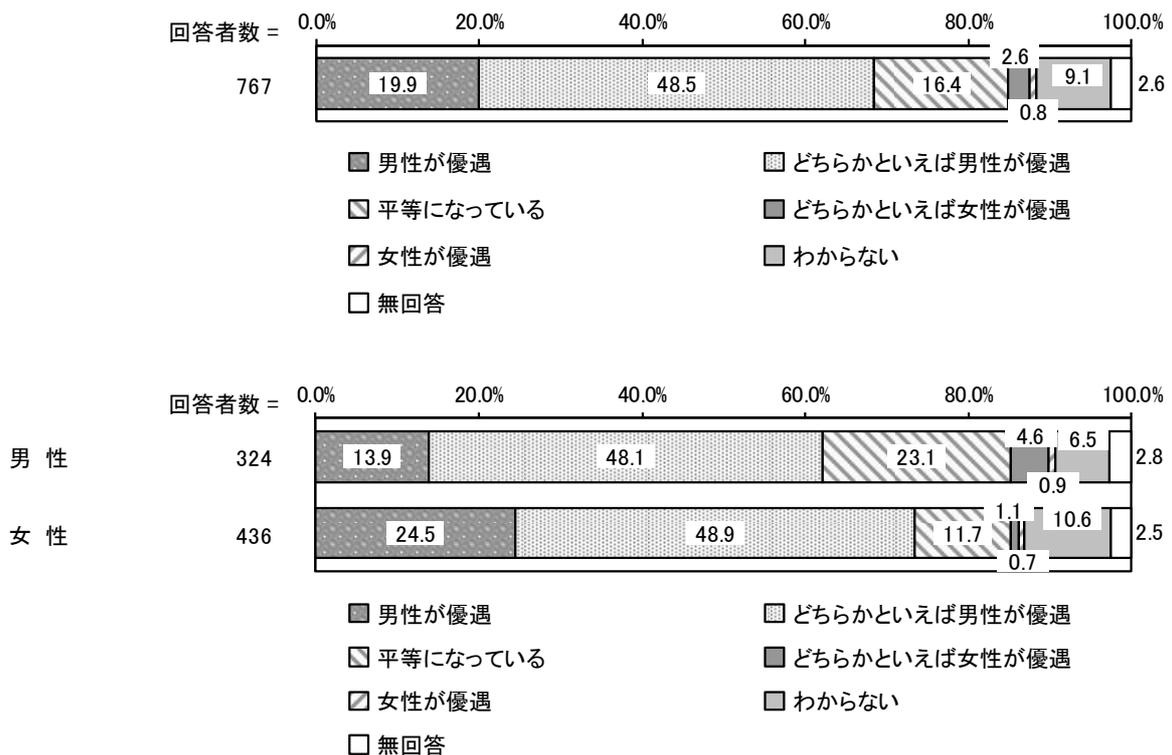
単位：％

区分	回答者数 (件)	育児休業制度	介護休業制度	育児・介護退職者等 再雇用制度	ボランティア 休暇制度	無回答
男性	294	1.0	0.7	0.3	5.8	92.5
女性	294	27.9	2.7	1.7	7.1	66.0

⑫ 社会の慣習やしきたりにおける男女の地位について

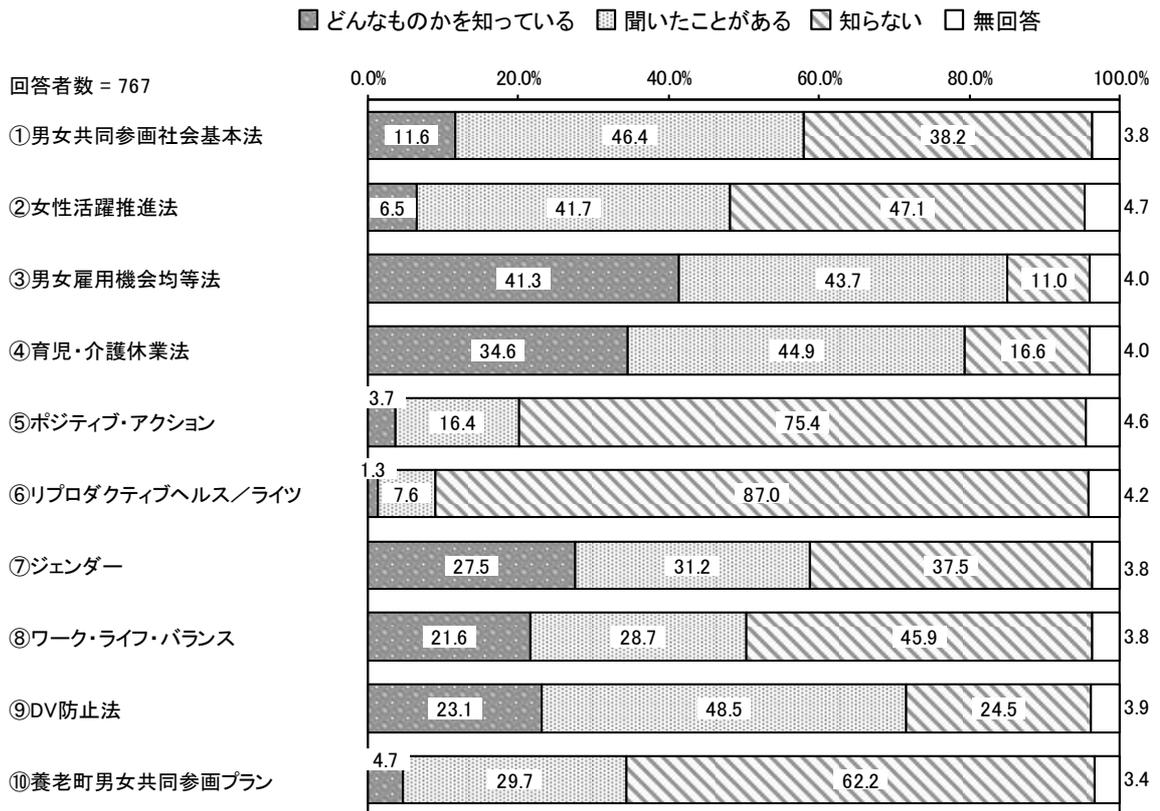
“男性が優遇”の割合が高く、6割半ばを超えています。また、性別で見ると、女性に比べ、男性で「平等になっている」の割合が高く、約2割となっています。また、男性に比べ、女性で“男性が優遇”の割合が高く、約7割となっています。

社会の慣習やしきたりにおける男女の地位について（一般町民）



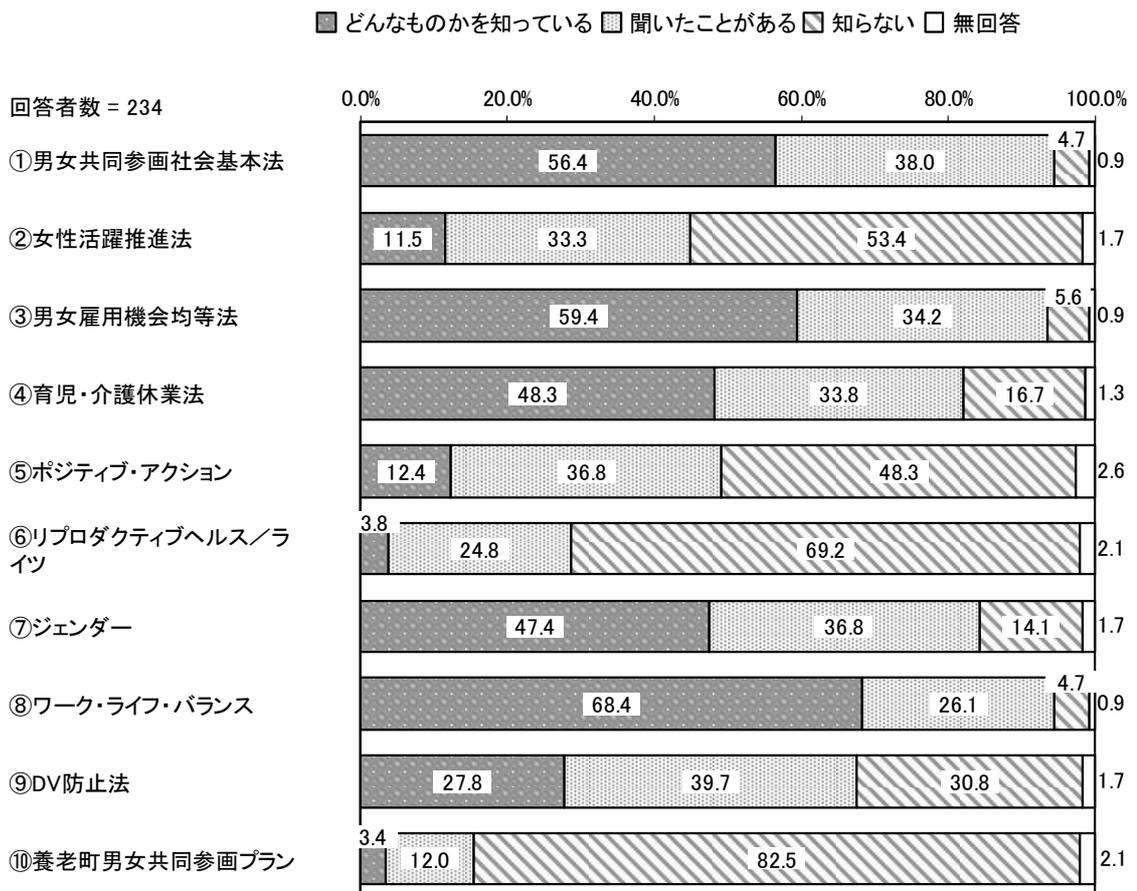
### ⑬ 男女共同参画社会づくりについて

『男女雇用機会均等法』で「どんなものかを知っている」の割合が高く、約4割となっています。また、『DV防止法』で「聞いたことがある」の割合が高く、4割半ばを超えています。一方、『ポジティブ・アクション』『リプロダクティブヘルス/ライツ』で「知らない」の割合が高く、特に「リプロダクティブヘルス/ライツ」で8割半ばを超えています。



高校生では、『男女共同参画社会基本法』『男女雇用機会均等法』『ワーク・ライフ・バランス』で「どんなものかを知っている」の割合が高く、5割半ばを超えており、特に『ワーク・ライフ・バランス』で約7割となっています。

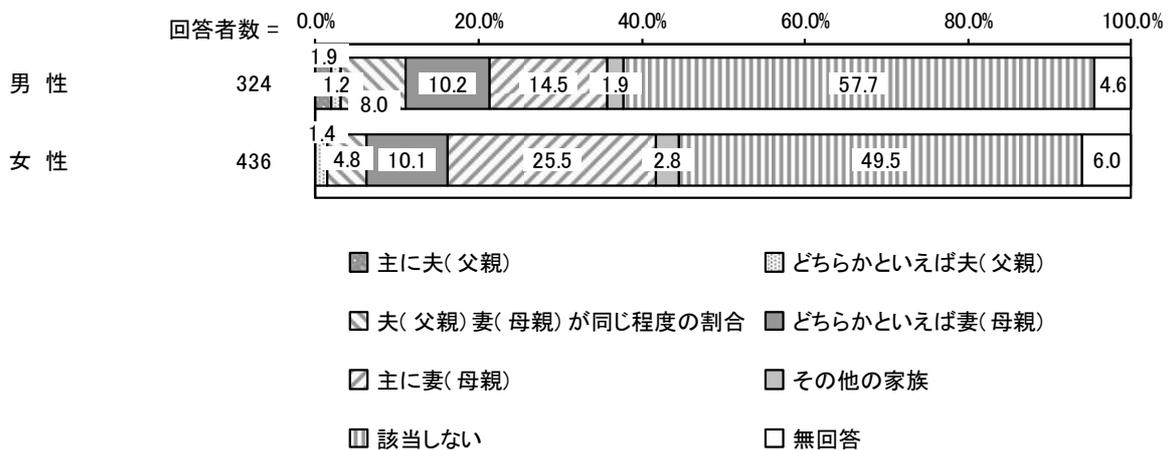
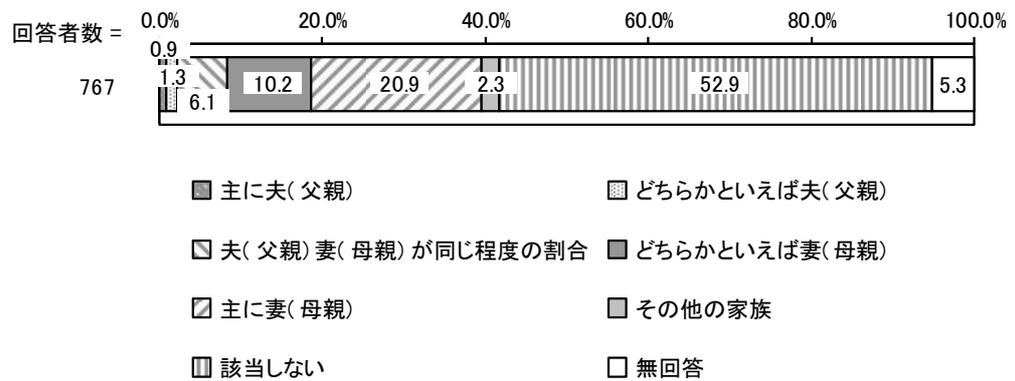
一方、『女性活躍推進法』『リプロダクティブヘルス/ライツ』『養老町男女共同参画プラン』で「知らない」の割合が高く、5割を超えており、特に『養老町男女共同参画プラン』で8割を超えています。



⑭ 家庭内の仕事について

ご家庭では、主にどなたが担当されているかについて、『介護や看病』で「どちらかといえば妻（母親）」と「主に妻（母親）」をあわせた“妻（母親）”の割合が高く、約3割となっています。性別で見ると、男性に比べ、女性で“妻（母親）”の割合が高く、3割半ばとなっています。

ご家庭で主にどなたが担当されているかについて『介護や看病』（一般町民）

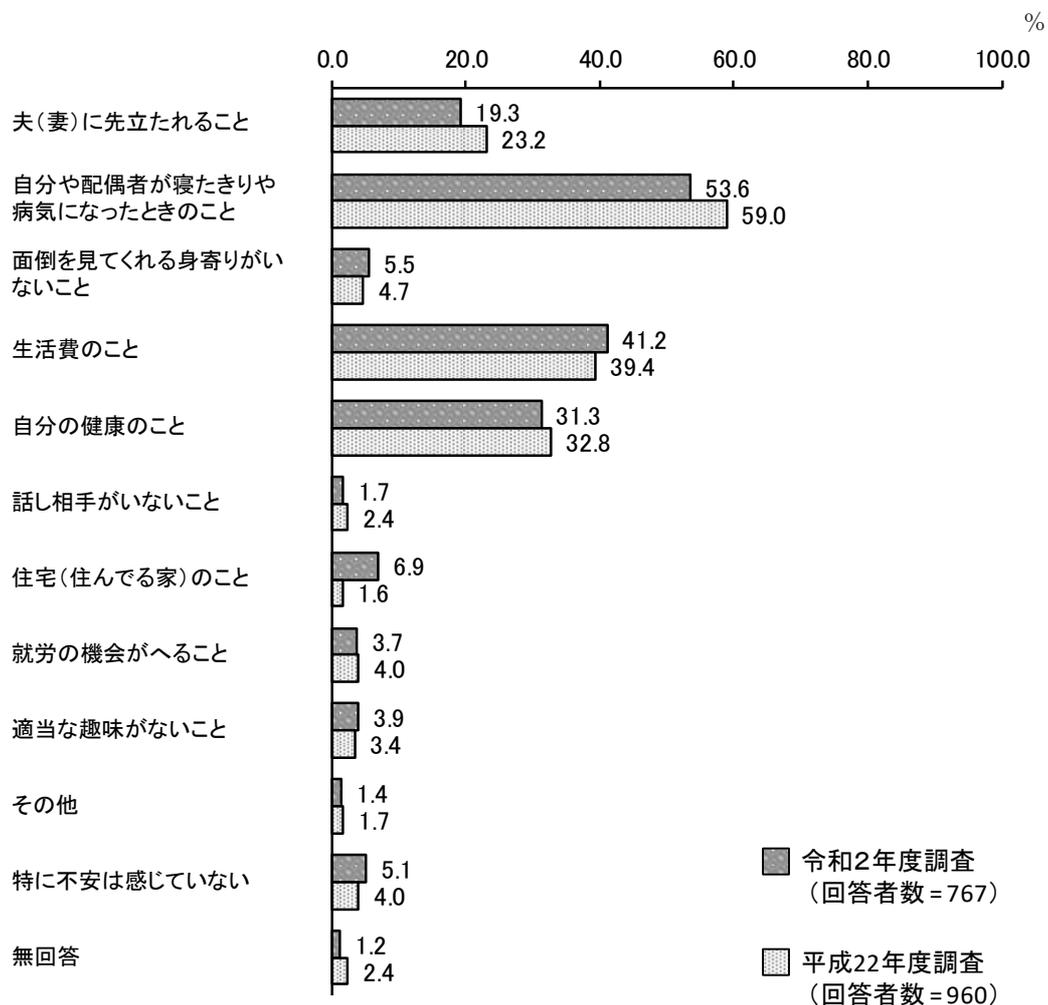


⑮ 自分の老後についてどんな不安を感じているかについて

「自分や配偶者が寝たきりや病気になったときのこと」の割合が53.6%と最も高く、次いで「生活費のこと」の割合が41.2%、「自分の健康のこと」の割合が31.3%となっています。

平成22年度調査と比較すると、「住宅（住んでる家）のこと」の割合が増加しています。一方、「自分や配偶者が寝たきりや病気になったときのこと」の割合が減少しています。

自分の老後についてどんな不安を感じていますか。(一般町民)



年齢別でみると、年齢が高くなるにつれ「自分や配偶者が寝たきりや病気になったときのこと」の割合が高くなる傾向がみられ、70歳以上で6割半ばを超えています。

単位：％

区分	回答者数(件)	夫(妻)に先立たれること	自分や配偶者が寝たきりや病気になったときのこと	面倒を見てくれる身寄りがいないこと	生活費のこと	自分の健康のこと	話し相手がいないこと	住宅(住んでる家)のこと	就労の機会がへること	適当な趣味がないこと	その他	特に不安は感じていない	無回答
20歳～29歳	93	12.9	29.0	6.5	51.6	33.3	—	8.6	5.4	8.6	2.2	9.7	—
30歳～39歳	120	13.3	44.2	7.5	55.8	31.7	2.5	5.8	5.0	3.3	3.3	3.3	0.8
40歳～49歳	160	18.8	46.9	5.6	48.8	25.6	4.4	6.3	4.4	2.5	1.3	7.5	0.6
50歳～59歳	153	15.0	64.1	5.2	43.1	26.8	0.7	7.8	3.9	5.2	1.3	2.0	2.6
60歳～69歳	145	29.0	64.8	4.1	27.6	34.5	0.7	6.9	2.1	2.8	0.7	3.4	1.4
70歳以上	95	26.3	67.4	4.2	16.8	41.1	1.1	5.3	1.1	2.1	—	6.3	1.1

### 3 第二次男女共同参画プランの評価

令和2年度の調査に基づく、「養老町第二次男女共同参画プラン」の評価結果は以下のとおりです。

※成果目標を設定している方針のみ、掲載しています。

#### 重点目標 I 男女がともに参画できる社会をめざして

目標指標			調査結果（実績）	
指標名	計画目標		平成23年	令和2年
ジェンダー認識度（総合）	全体	45.0%	33.2%	67.1%
	男性	40.0%	27.1%	58.9%
	女性	50.0%	38.1%	72.7%
ジェンダー認識度（子育て）	全体	35.0%	25.3%	-
生涯学習実践度	全体	55.0%	47.7%	34.2%

#### 重点目標 II 男女の人権が守られる社会をめざして

目標指標			調査結果（実績）	
指標名	計画目標		平成23年	令和2年
暴力被害経験者率	全体	0.0%	3.2%	-

#### 重点目標 III 男女が協力して働ける職場づくりをめざして

目標指標			調査結果（実績）	
指標名	計画目標		平成23年	令和2年
職場における男女平等実現度	① 賃金・待遇	全体 45.0%	21.1%	28.8%
	② 教育・訓練	全体 65.0%	42.7%	46.3%
	③ 昇進・昇格	全体 45.0%	20.9%	28.0%
	④ 女性登用度	全体 45.0%	22.6%	33.4%
「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の認知度		全体 40.0%	20.9%	21.6%

重点目標 IV 男女がともに担う地域社会をめざして

目標指標		調査結果（実績）		
指標名	計画目標	平成23年	令和2年	
若年層の地域活動参加率	全体	45.0%	30.2%	24.7%
	男性	50.0%	25.0%	-
	女性	40.0%	33.9%	-
参画意欲率	全体	25.0%	15.5%	21.5%
	男性	28.0%	19.9%	22.9%
	女性	23.0%	12.2%	20.7%
男女の家事分担平等ポイント	全体	-0.6 ポイント	-3.0 ポイント	-
男女平等実現度 （しきたりや慣習）	全体	40.0%	21.1%	16.4%

重点目標 V 男女が健康で、安心できる社会をめざして

目標指標		調査結果（実績）		
指標名	計画目標	平成23年	令和2年	
「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の認知度	全体	20.0%	2.2%	1.3%
老後の不安度	全体	80.0%	93.6%	93.7%

## 4 第二次男女共同参画プランからみられる課題

### (1) 男女がともに参画できる社会をめざして

#### ① 男女平等意識の普及・啓発

本町では、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な意識を解消する啓発活動や教育を推進しました。

アンケート調査結果では、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担の考え方について、平成22年度調査と比較すると、“間違った考え方だと思う”の割合が増加し、“そのとおりだと思う”の割合が減少しており、固定的な性別役割分担意識は改善傾向が見られる一方、根強く固定的性別役割分担意識が残っている現状がうかがえます。

そのため、固定的な性別役割分担意識等を打破するとともに、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）による悪影響が生じないように、男女双方の意識改革と理解の促進が求められています。

今後、それぞれの性別やライフステージに応じて、町民の幅広い年齢層に、身近でわかりやすく、男女共同参画の意義や必要性について理解を促し、実践につながる知識の習得や意識啓発を中心とした取組を行うことが必要です。

#### ② 個人の多様な選択を可能にする教育・学習の充実

本町では、男女がともに新たな分野への参画を図るための学習・教育環境の充実を図りました。

アンケート調査結果では、ジェンダーということばを知っているかについて、高校生の性別で見ると、男性に比べ、女性で「どんなものかを知っている」の割合が高く、約5割となっています。また、一般町民の性別で見ると、男性に比べ、女性で「どんなものかを知っている」の割合が高く、3割となっており、男女の認識の差が見られるとともに、高校生と一般町民で認知度に差が大きくみられています。

過去1年間に生涯学習を行ったことがあるかについて、「特にしていない」の割合が60.6%と最も高く、平成22年度調査と比較すると、「特にしていない」の割合が増加しています。

今後、ジェンダーを含めた男女共同参画の意識の向上を図るとともに、男女がともに参画できる社会をめざしていくことが必要です。さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの非常時を想定した新しい生活様式を踏まえ、リモート講座などの柔軟で多様な生涯学習の場の充実が必要です。

また、校長をはじめとする教職員や教育委員会における男女共同参画の理解を促進するとともに、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の充実が求められています。

## (2) 男女の人権が守られる社会をめざして

### ① 人権を尊重する意識の確立

本町では、人権についての正しい理解を促進するとともに、町民の人権意識を高める各種啓発活動を充実させてきました。

女性に対する暴力の背景には、人権の軽視や社会的・経済的な男性の優位性があります。性犯罪・性暴力や、配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント等の女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではないという意識啓発を図るとともに、人権に関する学習機会の充実を図ることが必要です。

### ② 女性や子どもに対する暴力の根絶

本町では、女性に対する暴力や児童虐待の根絶に向けた取組の推進、暴力の被害者に対する救済や相談支援体制の強化を図りました。

アンケート調査結果では、被害を受けたことがあるDV・ハラスメント行為について、『セクシャルハラスメント（セクハラ）』『パワーハラスメント（パワハラ）』『マタニティハラスメント（マタハラ）』『モラルハラスメント（モラハラ）』『ドメスティック・バイオレンス（DV）』で男性に比べ、女性の割合が高くなっています。

また、相談していない理由について、「誰（どこ）に相談しても無駄だと思った」の割合が52.3%と最も高く、次いで「自分さえ我慢すればよいと思った」の割合が30.3%、「相談するほどたいしたことではないと思った」の割合が19.3%となっており、一人で抱え込む傾向がみられます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、外出自粛や休業等による生活不安・ストレスに起因する配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化が懸念されています。

今後は、DVや性暴力等あらゆる暴力の根絶を目指すとともに、相談窓口の周知を図り、被害者が抱え込まず、安心して相談できる体制を強化することが必要です。

また、被害者自身のDVに対する認識を深めることが重要であり、啓発の充実を図ることが必要です。

### (3) 男女が協力して働ける職場づくりをめざして

#### ① 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保

本町では、法や制度等の周知や女性の就労への支援、セクシュアル・ハラスメント防止についての環境整備等を進め、男女が対等な立場で働ける条件の整備を図りました。

アンケート調査結果では、女性が職業を持つことについて、「結婚や出産などで職業をやめても、再び職業を持つほうがよい」の割合が36.4%と最も高く、次いで「女性本人の思うとおりにするのがよい」の割合が36.2%、「ずっと職業を持ち続けるほうがよい」の割合が18.1%と、女性が仕事することに肯定的な意見が高くなっています。

また、職場（会社全体）の男女を取り巻く状況について、『賃金や待遇などに男女格差がなく、ともに対等に仕事ができている』で「思わない」の割合が高く、4割半ば、『育児・介護休暇などが男女ともに活用されている』で「思わない」の割合が高く、5割半ばとなっており、男女の待遇に格差がうかがえます。

今後、職場においては、仕事の内容や賃金、待遇、昇進・昇格の機会などの男女差別をなくすとともに、性別に関わらず多様で柔軟な働き方を選択できる職場づくりと働き続けられる職場づくりを進めることが必要です。

#### ② 農林業・商工自営業における男女共同参画の促進

女性に対する就労支援とともに、多様な働き方の一つとして起業支援を進めていくことも必要です。社会経済情勢が著しく変化する中、その変化に柔軟かつ創造的に対応できる意欲ある起業家や商店などの自営業者は、地域社会の活力を生み出します。

#### ③ 仕事と生活の調和の推進

本町では、パートタイム労働者、派遣労働者等の弱い立場の労働者の保護や女性の再就職への支援、子育て支援の整備等、就労形態の多様なニーズに応じた選択ができるよう支援しました。

アンケート調査結果では、就労形態について、「非正規雇用で働いている（契約社員・派遣社員・パート・アルバイトなど）」の割合が、男性で5.1%、女性で28.9%と、男女で差が大きくみられます。

仕事先で働き続けるためや、出産・子育て・介護などの理由で一旦仕事を辞めた後に再就職するために必要なことについて、「育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境づくり」の割合が最も高く、次いで「労働時間の短縮や在宅勤務、フレック

スタイム制などの柔軟な制度の導入」、「女性が働くことに対する家族の理解と、家事・育児・介護などへの男性の積極的な参加」の割合が高くなっており、働きやすい環境づくりが求められています。

今後、必要な労働法等の情報提供を行い、就労に向けての情報・知識や働き方について考える機会の提供を行う必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による非正規雇用労働者、宿泊、飲食サービス業等への影響が大きいことから、女性の雇用、所得に特に影響が強く表れており、平時のみならず、緊急時にも機能するセーフティネットの整備を図る必要があります。

#### (4) 男女がともに担う地域社会をめざして

##### ① 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

本町では、女性の地域活動の意思決定の場への参画や、政策・方針決定過程への参画を推進しました。

アンケート調査結果では、今後、男女共同参画を進めていくうえで、養老町が力を入れていくべきことについて、「審議会や各種委員会などに女性を積極的に登用する」の割合が、一般町民では18.8%、高校生では23.5%となっており、若年層の割合が高くなっています。

今後は、様々な活動の中で、男女双方がバランスよく意思決定過程に参画できるような仕組みづくりを、一層促進する必要があります。

##### ② 地域活動等における男女の共同参画の促進

本町では、女性団体等の活動支援や地域活動等への参加促進など、女性の地域活動への参画を推進しました。

アンケート調査結果では、各分野における男女の地位について、男女がどの程度平等になっているかについて、「地域活動の場」で“男性が優遇”の割合が高く、約4割半ばとなっています。また、性別で見ると、“男性が優遇”の割合が、男性で4割、女性で約5割と、男性に比べ、女性の割合が高くなっています。

地域は生活の場であり、男女ともに心豊かで生活しやすい地域社会を構築するために、働いているいないに関わらず、男女が共に地域活動に参画し、地域ぐるみで活性化を図ることができるようにする必要があります。

### ③ 家庭における男女共同参画の推進

本町では、男性の家事、育児への支援など、男性の家庭生活への参画支援を促進しました。

アンケート調査結果では、「育児休業制度」を利用したことがあるかについて、性別で見ると、男性に比べ、女性の割合が高く、27.9%となっており、男性の割合が低くなっています。

今後は、家事・育児・介護・家庭の行事等は、家族が共同して行うという意識の啓発に努め、家庭生活における男女共同参画を促進することが必要です。

### ④ 社会制度・慣行の見直し

本町では、固定的役割分担意識の解消や地域活動代表への女性登用の促進など、地域社会の意識や慣習の見直しを行いました。

アンケート調査結果では、社会の慣習やしきたりにおける男女の地位について、“男性が優遇”の割合が高く、6割半ばを超えています。また、性別で見ると、男性に比べ、女性で“男性が優遇”の割合が高く、約7割となっており、依然として社会全体の場での固定的な性別役割分担意識が存在しています。

今後は、それぞれの性別やライフステージに応じて、町民の幅広い年齢層に、身近でわかりやすく、男女共同参画の意義や必要性について理解を促し、実践につながる知識の習得や意識啓発を中心とした取組を行うことが必要です。

## (5) 男女が健康で、安心できる社会をめざして

### ① 生涯を通じた健康づくりへの支援

本町では、母子保健の充実や心の健康づくりへの支援など、健康づくりにおける様々な支援体制の充実を図りました。

今後は、生涯を通じて心も身体も健康に過ごすためには、普段からの健康増進、病気の予防と早期発見が大切であり、健康診断などを充実させるほか、人生100年時代の安心の基盤である生涯にわたる健康の実現、健康づくりに取り組める環境整備を進める必要があります。

## ② 安心して暮らせる社会的支援環境の充実

本町では、高齢者、障がい者、ひとり親家庭への福祉サービスの充実や相談支援体制の充実、制度活用の促進を図りました。

アンケート調査結果では、家庭内の仕事について、ご家庭で、主にどなたが担当されているかについて、『介護や看病』で“妻（母親）”の割合が高く、約3割、性別で見ると、男性に比べ、女性で“妻（母親）”の割合が高く、3割半ばとなっており、男女で大きな差がみられます。

自分の老後についてどんな不安を感じているかについて、「自分や配偶者が寝たきりや病気になったときのこと」の割合が53.6%、「自分の健康のこと」の割合が31.3%となっています。また、年齢が高くなるにつれ、割合が高くなる傾向がみられ、「自分や配偶者が寝たきりや病気になったときのこと」で70歳以上の割合が6割半ばを超えています。

今後は、高齢者福祉や障がい者福祉について、介護を女性のみを負わせることがないよう、介護への男性の参加や、高齢者や障がい者の社会参画機会の拡大による生きがいづくり等の充実が必要です。

## （6）プランの推進をめざして

### ① 総合的な推進体制の整備

本町では、プランを効率的に推進するため、各課が横断的に連携した全庁的な推進体制により施策を進めていくとともに、担当職員の資質の向上や情報収集、進捗状況の把握、施策の評価を行いました。

- 今後プランを効率的に推進していくためには、担当各課が横断的に連携し、全庁的な推進体制により施策を進めていく必要があります。
- プランに盛り込まれた施策を的確に遂行するためには、担当職員の資質の向上や、情報の収集による的確な判断等が求められます。
- プランの進捗状況を定期的に調査し、評価していく必要があります。

## 1 基本理念

少子高齢化や人口減少に直面した我が国では、今後一層、性別や年齢に関わらず誰もがその能力と個性を發揮して活躍できる男女共同参画社会の実現が求められています。

企業においても、多様な人材が家庭や地域社会での生活との両立の下に、いきいきと働くことを可能としていくことが求められています。

また、次世代の社会を担う子どもが楽しくのびのびと成長していけるように、子育てを社会全体で支えていかなければなりません。

本町においても、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組を進めてきましたが、多くの分野において、依然として固定的な性別役割分担意識や社会慣行は根強く残っているなど、多くの課題が残されています。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、すべての人の生活を脅かすと同時に、女性がより職を失いやすい状況や家庭内暴力の増加や深刻化など、社会的に弱い立場にある者により深刻な影響をもたらし、平常時の固定的な性別役割分担意識を反映したジェンダーに起因する諸課題を一層顕在化させました。この経験を踏まえ、平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが重要であるとともに、大規模災害の発生や感染症の流行のような非常時においても、社会的に弱い立場にある者に負担が集中し、ジェンダーやセクシュアリティに起因する様々な困難が深刻化しないような配慮が求められています。

こうした社会の変化を踏まえながら、これまでの歩みを尊重し、引き続き同じ基本理念を掲げ、一人ひとりが多様な生き方を実現できる社会の実現をめざします。

## 【 基 本 理 念 】

ともにささえあい、ともに担い、  
誰もが輝く社会をめざして

## 2 / 基本目標

本プランでは、基本理念である「ともにささえあい、ともに担い、誰もが輝く社会をめざして」の実現のため、5つの基本目標を掲げます。基本目標ごとに数値目標を設定し、達成状況を評価することで実効性を担保します。

なお、5つの基本目標別に持続可能な開発目標（SDGs）と関連付けました。



### （1）男女共同参画社会に向けた意識の向上

固定的な役割分担意識は個人の生き方を制約し、個性や能力の発揮を妨げる大きな要因となります。それらを解消していくためには、町民一人ひとりが男女共同参画について正しい認識をもち、その必要性を理解した上で自らの意識を変えていくことが求められます。

そのため、男女共同参画に関する学習機会や情報の提供を行い、男女共同参画への理解や関心を高めるとともに、家庭や職場、学校での男女共同参画意識の向上が図れるよう啓発を行っていきます。



### （2）配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶（DV防止基本計画）

暴力は、身体だけでなく、精神的にも癒されない傷として長年にわたって影響する人権侵害行為です。配偶者等による暴力の被害者は女性であることが多く、その背景には、性別に関わる固定的な意識、社会的地位や経済力の格差など、男女が置かれている状況に根差した社会的・構造的な問題が存在すると考えられています。

そのため、暴力を許さない人権意識を高めるとともにDV被害者への適切な対応を行うための相談体制や自立支援の取組、若年層への啓発を行っていきます。



### (3) 女性の活躍できる環境づくり（女性活躍推進計画）

男女共同参画社会の実現のためには、雇用の分野において、男女の平等と働きやすい環境の実現が必要です。多様な働き方を選択するためのサービスの充実により、男女ともに働きやすい環境整備を進めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現が図れるよう労働時間の短縮をはじめとする働き方の見直しや柔軟な就労形態の整備等の啓発に努めます。また、一人ひとりが個性と能力を発揮して働くことができるよう、職場における男女差別をなくすための取組や、各種制度の導入・普及の促進により、様々な分野で「女性の力」が十分に発揮されるよう支援を進めます。



### (4) あらゆる分野での男女共同参画の推進

社会のあらゆる分野における意思決定や政策・方針決定過程に男女が共に参画し、女性の活躍が進むことは、豊かで活力ある持続可能な社会を生み出し、あらゆる人が暮らしやすい社会を実現します。しかしながら、現状においては、政策・方針決定過程において男性主導で進められている場合が多く見られるなど、旧態依然とした社会通念や慣行が根強く残っています。

性別による固定的役割分担意識の解消を図り、審議会等や企業、地域等における女性の参画拡大を図り、女性リーダーの育成に努めます。



### (5) 安心して暮らせるまちづくり

あらゆる分野における男女共同参画社会を推進するためには、生涯を通して健康で安心して豊かに暮らせる生活環境を整えることが重要です。そのため、人生100年時代の健康に向けた取組を推進するとともに、様々な困難に直面する人々に対し、生活の自立と安定のための支援を行います。

また、性的マイノリティ、障がいのある人、外国人、同和問題、アイヌ等を含む様々な人権課題に加え、女性であることで更に複合的な課題を抱える人々に対して、包括的に相談事業や福祉サービスを提供し、安心して暮らせる環境整備を進めます。

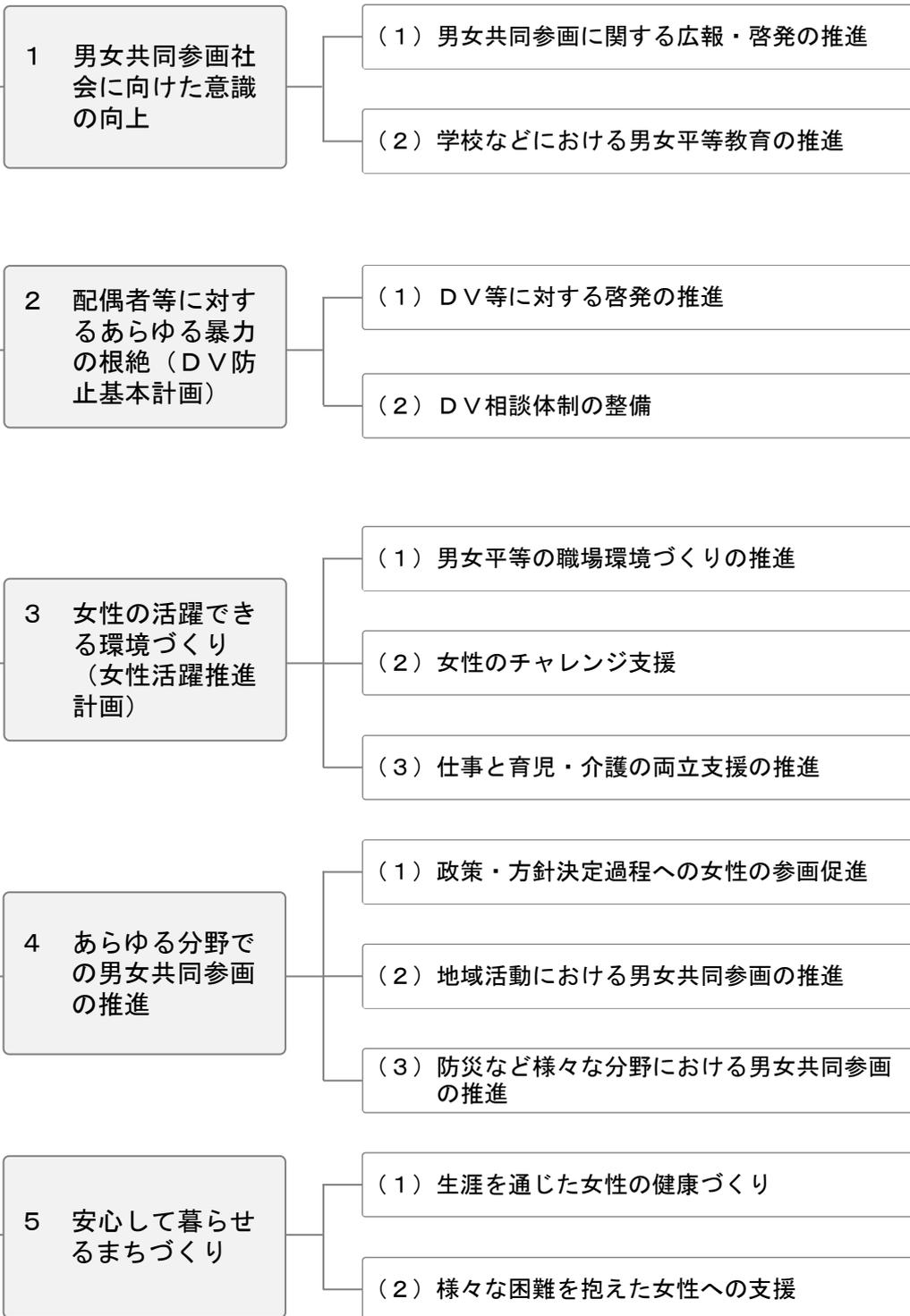
### 3 施策の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 施策 ]

ともにささえあい、ともに担い、誰もが輝く社会をめざして



## 基本目標 1 男女共同参画社会に向けた意識の向上

## (1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

## 【 成果目標 】

項目	性別	現状 (令和2年)	中間年 (令和8年)	最終年 (令和13年)
ジェンダー認識度（総合） （「男は仕事、女は家庭」という 考え方を否定する人の割合）	全体	67.1%	75.0%	85.0%
	男性	58.9%	70.0%	80.0%
	女性	72.7%	80.0%	90.0%
「男女共同参画社会」の認知度		—	85.0%	100.0%
男女共同参画に関する講座への参加者数		—	78人	90人

## 【 施策の方向 】

男女共同参画に関する理解が深まるとともに性的少数者（性的マイノリティ）等、あらゆる立場の人々が、個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざし、男女共同参画を正しく理解してもらうため、男女共同参画に関するイベントの開催や広報紙・ホームページを活用した情報発信により、男女共同参画に関する広報・啓発活動に取り組みます。

## 【 取組 】

### ① 男女共同参画に関する調査・研究の推進と情報収集・情報提供

No.	具体的施策	概 要	担当課
1	関係資料の収集、提供	男女共同参画に関する図書の購入や資料の整理、ホームページ、広報等で新刊等の情報提供を行います。また、コーナー展示等により周知啓発を行います。	総務課 図書館
2	町民の意識調査の実施	プランの見直し等に合わせて意識調査を実施するとともに、ホームページ等で結果を公表します。	総務課
3	女性リーダーによる情報交換会の開催	女性団体連絡会議を開催し、女性リーダーへの情報提供を行います。	総務課

### ② 男女共同参画意識を高める啓発活動

No.	具体的施策	概 要	担当課
1	男女共同参画に関する講座の開催	男女共同参画や、女性のキャリアアップについての講座を開催します。	総務課
2	各種媒体を通じた啓発	プランを町ホームページに掲載します。また、男女共同参画社会に関するセミナーなどについて、ホームページや広報、ケーブルテレビを活用した周知啓発を行います。	総務課
3	街頭啓発の実施	人権擁護委員と町職員による街頭啓発を実施します。	健康福祉課
4	町民大学の開催	男女共同参画や、女性のキャリアアップについての講座を開催します。	中央公民館

### ③ 相談事業の充実

No.	具体的施策	概 要	担当課
1	人権等に関する相談の実施	人権相談、心配ごと相談、法律相談を実施するとともに、広報での案内を行います。	健康福祉課 総務課
2	各種相談事業の実施	生活相談や健康相談等を実施します。	福祉センター

④ 総合的な推進体制の整備

No.	具体的施策	概要	担当課
1	プランの推進	男女共同参画社会推進委員会等により、プランを総合的かつ効果的に推進します。	総務課
2	定期的な問題点の洗い出し・研究	定期的に問題を洗い出し、改善すべき点について研究します。	総務課
3	女性委員の積極的な登用	策定委員やプロジェクト委員への女性の積極的な登用を行います。	総務課
4	公募制等による幅広い分野での参加促進	公募制等により、幅広い分野で委員が参加できるよう促進します。	総務課
5	進捗状況の評価	男女共同参画社会推進委員会でプランの進捗状況を把握します。	総務課
		養老町男女共同参画審議会にプランの進捗状況を報告し、検証・評価を受けます。	総務課
6	各種研修会への積極的な参加促進	職員の資質の向上のため、各種研修会への積極的な参加を促進します。	総務課 関係各課

⑤ 人権についての教育の推進

No.	具体的施策	概要	担当課
1	講演会の開催	多様化する人権問題の正しい認識や問題解決のための講演会を開催します。	福祉センター
2	広報への掲載、指導者研修会の開催	人権に関する内容を、シリーズで広報へ掲載します。また、講話による指導者研修会を開催します。	生涯学習課
3	公民館講座等での人権学習講座の実施	各公民館講座や出前講座に人権学習講座を盛り込み、人権意識を高める講座を実施します。	生涯学習課
4	家庭教育学級での人権学習講座の実施	小中学校において、家庭教育学級での人権学習を実施するとともに、人権集会への保護者の参加を促進します。	生涯学習課
5	教職員研修の実施	養老町人権教育の方針にのっとり、児童生徒の発達の段階に応じて人権尊重の精神を培い、様々な人権問題の認識を深め、差別をしない、差別を許さない心を育み、差別をなくす実践的態度を身に付けた人間を育成するために各種研修を実施します。	教育総務課

## ⑥ 人権についての意識啓発

No.	具体的施策	概要	担当課
1	女性の人権の尊重における表現の周知	女性の人権を尊重した表現に関するパンフレット等を窓口に設置して周知します。	総務課
2	人権擁護推進大会の開催	人権に対する意識啓発を目的として、人権に関する意見発表及び講演を開催します。	健康福祉課
3	啓発パンフレットの各戸配布	人権啓発パンフレットを作成して各戸へ配布します。	健康福祉課
4	啓発物品の配布	啓発グッズを作成して、人権擁護推進大会にて配布します。	健康福祉課
5	作品展の開催	学童への人権意識の醸成を目的として、ポスター、習字、標語の作品展を開催します。	健康福祉課

## ⑦ 固定的役割分担意識の解消に向けた啓発活動

No.	具体的施策	概要	担当課
1	チラシ・パンフレットによる啓発	国、県のパンフレットの窓口設置やホームページへの掲載等により、固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。	総務課
2	講座を通じた意識啓発	各講座、講習会の中で、固定的性別役割分担意識の解消について触れていきます。	中央公民館

## ⑧ 交流事業等の充実

No.	具体的施策	概要	担当課
1	文化祭の開催、交流研修会の実施	作品展やバザー等を通じて地域交流の場となる文化祭を開催します。また、女性交流研修会を実施します。	福祉センター
2	他機関との情報交換・交流の実施	国、県、他市町村及び男女共同参画を推進していく女性団体との情報交換や交流、連携を実施します。	総務課

## (2) 学校などにおける男女平等教育の推進

### 【 成果目標 】

項目	現状 (令和2年)	中間年 (令和8年)	最終年 (令和13年)
生涯学習実践度	34.2%	45.0%	55.0%

### 【 施策の方向 】

性別にとらわれず男女平等意識が浸透した社会を目指すためには、子どもの頃からの教育が重要であるため、それぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう学校における教育を推進します。

また、学校やこども園、家庭、地域の連携を図り、多様な教育活動の中で、発達段階に応じた男女平等・男女共同参画意識の浸透を図ります。

### 【 取組 】

#### ① 男女共同参画意識を高める教育の推進

No.	具体的施策	概要	担当課
1	講演会・研修会の充実	国や県が主催する講演会・研修会等を関係者に周知し、研修に参加した教職員は内容を関係者に周知します。	教育総務課
2	男女平等を推進する教育	児童生徒の発達段階に応じ、社会科・家庭科等の教科、また学校教育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等について学びます。	教育総務課
3	キャリア教育の推進	児童生徒が将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現できるように、学校の特色や、地域の実情をふまえ発達段階に応じた教育を推進します。	教育総務課

## ② 多様な生涯学習機会の提供

No.	具体的施策	概要	担当課
1	参加しやすい各種講座の開催	各種講座における内容や設定時間等について、誰もが参加しやすい講座を開催します。	福祉センター 中央公民館 地区公民館
2	出前講座の継続	団体等からの意向による出前講座を開催します。	生涯学習課 関係各課
3	子育てに関する勉強室の開催	0歳～未就学児の親を対象とした子育て勉強室を開催します。	総務課



## 基本目標 2 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶 (DV防止基本計画)

### (1) DV等に対する啓発の推進

#### 【 成果目標 】

項目	現状 (令和2年)	中間年 (令和8年)	最終年 (令和13年)
「DV防止法」の認知度 (「どんなものか知っている」「聞いたことがある」と答える人の割合)	71.6%	80.0%	90.0%

#### 【 施策の方向 】

配偶者等からの暴力(DV)は、人権を踏みにじるもので決して許されるものではなく、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるため啓発を行います。

また、デートDVや性犯罪・性暴力被害から若年層を守るため、教育現場と連携し意識啓発に努めます。

#### 【 取組 】

##### ① DVを防止する啓発の推進

No.	具体的施策	概要	担当課
1	パンフレット等による啓発	内閣府男女共同参画局及び県女性相談センター等のパンフレットによる窓口での啓発や、ホームページ、広報等での啓発を行います。	総務課 健康福祉課
2	街頭啓発の実施	街頭でのパンフレットや啓発物品の配布による啓発を行います。	総務課 健康福祉課

## (2) DV相談体制の整備

### 【 成果目標 】

項目	現状 (令和2年)	中間年 (令和8年)	最終年 (令和13年)
DVに関する相談窓口の認知度	-	30%	40%

### 【 施策の方向 】

被害者の早期発見、早期対応を図るため、相談窓口の周知を図り男女ともに相談事業へつなげていきます。

また、相談や支援にかかわる職員の専門性の向上を図り、被害者の立場に立った相談対応に努めます。

### 【 取組 】

#### ① 相談支援体制の充実

No.	具体的施策	概要	担当課
1	暴力に対する相談事業の実施	相談事業の実施、広報による相談事業の情報提供を行います。	健康福祉課
2	民生児童委員へのDVの研修	民生児童委員に対し、DVや心の病気に関する知識、相談支援についての研修を実施します。	健康福祉課

#### ② 関係機関との連携強化

No.	具体的施策	概要	担当課
1	配偶者暴力相談支援センター等の関係機関との連携	警察や配偶者暴力相談支援センター等との連携により、問題解決を図ります。	健康福祉課
2	子ども相談センター等の関係機関との連携	要保護児童対策地域協議会や子ども相談センター等各関係機関との連携により、子どもが安心・安全な環境の下で養育されるように家庭支援を行います。	子ども課
		被害児童生徒の早期発見に努め、児童生徒の保護、支援を関係機関と協力して行います。	教育総務課

③ DVが起きている家庭等への子どもへの支援の充実

No.	具体的施策	概要	担当課
1	子どもや保護者の心をケアする体制の充実	地域における、民生児童委員等と連携した継続的なケアを行うための取組を推進します。	健康福祉課
		ほほえみ相談員やスクールカウンセラーを配置して、児童生徒や保護者の悩みに寄り添い、心のケアを行います。	教育総務課
2	児童虐待の未然防止・早期発見及び関係機関との連携強化	子ども家庭総合支援拠点を設置し、問題を抱える家庭の相談を実施します。また、要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関との連携を強化し、児童虐待の未然・再発防止や早期発見・見守り強化に努めます。	子ども課

④ 被害者の安全確保と自立支援

No.	具体的施策	概要	担当課
1	関係各課への連絡及び情報保護徹底	DV被害者から申し出があった場合、被害者の個人情報保護の徹底と、速やかに関係する各課へ適切な通知の実施を行います。	住民環境課 税務課
2	被害者の保護・自立への支援	DVの内容により、被害者を一時保護し、加害者から離れて自立して生活できるように、関係機関と連携し、支援を行います。	健康福祉課 子ども課

## 基本目標3 女性の活躍できる環境づくり (女性活躍推進計画)

### (1) 男女平等の職場環境づくりの推進

#### 【 成果目標 】

項目	現状 (令和2年)	中間年 (令和8年)	最終年 (令和13年)
職場における男女平等実現度(賃金・待遇) (「賃金・待遇に男女格差がなく対等に仕事ができる」と思う人の割合)	28.8%	35.0%	45.0%
職場における男女平等実現度(昇進・昇格) (「昇進・昇格が男女に偏りなく与えられている」と思う人の割合)	28.0%	35.0%	45.0%

#### 【 施策の方向 】

男女がともにそれぞれの働き方、暮らし方を意識し、子育てや介護など家族・生活と仕事を両立しながら働き続けられるよう、職場における意識改革を進めるとともに育児休業や介護休業取得のための支援等、男性が家庭責任を担える就業環境の整備への支援を進めます。

また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等を防止するため、相談窓口の周知や対応策の情報提供や啓発活動を進めます。

#### 【 取組 】

##### ① 法や制度等の周知

No.	具体的施策	概要	担当課
1	パンフレット等による啓発	県のパンフレット等を窓口や出先機関等に設置するとともに、広報や商工会だよりにより、情報提供を行います。	産業観光課
2	岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業の啓発	「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録制度に関するチラシ・パンフレットを窓口や関係機関に設置し、制度の周知・啓発を行います。	産業観光課 総務課

## ② 事業者による取組の促進

No.	具体的施策	概要	担当課
1	特定事業主活動計画の策定と推進	女性町職員の活躍を進めるための特定事業主活動計画を作成し、町ホームページにて公開するとともに、計画内容の推進をはかります。	総務課
2	企業への周知	商工会や工場会へパンフレット・チラシによる情報提供を行います。	産業観光課

## ③ 女性の就労支援

No.	具体的施策	概要	担当課
1	就職を希望する女性のための情報提供	国や県、大垣地域職業訓練センターの就職ならびに能力開発の支援に関するパンフレットやチラシ、ポスターを窓口や出先機関等に設置して、情報提供を行います。	産業観光課 総務課

## ④ セクシュアル・ハラスメント防止についての環境整備

No.	具体的施策	概要	担当課
1	パンフレット等による啓発	セクシュアル・ハラスメント防止に関するパンフレットやチラシを窓口や出先機関等に設置して、情報提供、相談窓口等の紹介を行います。	産業観光課 総務課

## (2) 女性のチャレンジ支援

### 【 成果目標 】

項目	現状 (令和2年)	中間年 (令和8年)	最終年 (令和13年)
職場における男女平等実現度(教育・訓練) (「教育・訓練の機会は男女に偏りなく与えられている」と思う人の割合)	46.3%	55.0%	65.0%
職場における男女平等実現度(女性登用度) (「女性を積極的に活用しようという姿勢がうかがえる」と思う人の割合)	33.4%	40.0%	45.0%

### 【 施策の方向 】

女性活躍推進の必要性を企業に広く働きかけていくため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するとともに、女性活躍に取り組む企業を評価する取組や企業における女性のキャリアアップ支援やチャレンジ支援等を行います。

### 【 取組 】

#### ① 女性の起業支援

No.	具体的施策	概要	担当課
1	起業家育成セミナー等の情報提供	起業家育成セミナー等に関するパンフレットやチラシを窓口や出先機関等に設置して、情報提供を行います。	産業観光課
2	起業家に対する啓発	起業家に対する県融資制度のパンフレットやチラシを窓口や出先機関等に設置して、啓発を行います。	産業観光課

### (3) 仕事と育児・介護の両立支援の推進

#### 【 成果目標 】

項目	現状 (令和2年)	中間年 (令和8年)	最終年 (令和13年)
「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の認知度	21.6%	30.0%	40.0%

#### 【 施策の方向 】

仕事と家事、育児、介護との両立ができる環境が整備されるように、多様な子育て支援、介護サービスの充実を図るとともに、各種の制度やサービスについて情報提供を行います。

また、男女問わず家事・育児・介護等を担い、働きたい女性が、子育てや介護等との選択を迫られることなく、希望する形で働き続けることができるよう、就業環境の整備に取り組みます。

#### 【 取組 】

##### ① 家庭における男女共同参画の促進

No.	具体的施策	概要	担当課
1	企業に向けた周知啓発	男性の家事・育児について、パンフレットやチラシによる情報提供を行います。	産業観光課
2	男性の家事・育児に関する意識の形成	男女相互の理解と協力、男女が共同して家族の一員としての役割を果たし、家庭を築くことの重要性を学びます。	教育総務課
3	授業参観や地域参観の実施	平日や土曜日に授業参観や地域参観を実施し、特に平日は時間を限定せず自由に参観できるようにし、参加を促進します。	教育総務課
4	マタニティ教室・パパママ教室への父親の参加促進	出産前から、男性の育児参加を促進します。	保健センター

## ② 子育て支援の整備

No.	具体的施策	概要	担当課
1	園における子育て相談の実施	各保育園、こども園、小規模保育所において、家庭教育等の子育て相談を実施します。	子ども課
2	児童手当の支給	国の制度に基づいて支給します。	子ども課
3	延長保育の実施	各保育園、こども園、小規模保育所にて延長保育を実施します。	子ども課
4	乳児保育・障がい児保育等の受入体制の拡充	乳児（0歳児）保育は、受入月齢は異なりますが、対象の保育園、こども園、小規模保育所で実施します。障がい児保育に関しては、集団生活が可能であると認められる障がい児童を対象に全園で実施します。	子ども課
5	ファミリー・サポート・センター事業の実施	子ども（生後3ヶ月～小学校6年生まで）の一時預かり・送迎・訪問託児等の子育て中の困り事を有償でサポートする相互援助活動を行います。	子ども課
6	地域子育て支援センターの運営による子育ての輪づくり	未就園児を中心に子育て家庭が気軽に交流できる場として、地域子育て支援センターを開設します。	子ども課
7	子育て相談支援体制の充実	社会福祉協議会による「ひよこハウス子育てサロン」で、子育てについての相談や情報提供を行います。	健康福祉課 (社会福祉協議会)
8	乳幼児等福祉医療費助成事業の実施	子どもが高校卒業まで、入院助成、外来助成を実施します。	健康福祉課
9	子育て世代包括支援センター事業の実施	保健師などの専門知識を持ったスタッフが、妊娠、出産、子育てに関する相談に対応し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を提供します。	保健センター
10	留守家庭児童教室の開設	放課後等に保護者が家庭にいない児童（小1～小4）のために、留守家庭児童教室を開設し、遊びや生活を通して、自主性や社会性、創造性を育み、健全な少年を育成します。夏休みは小学校6年生まで受け入れを拡大します。	教育総務課

### ③ 就業環境の改善

No.	具体的施策	概要	担当課
1	セミナー等の情報提供	不安定な労働条件下にあるパートタイム労働問題について、岐阜労働局等のパンフレットやチラシを窓口や出先機関等に設置して、情報提供を行います。	産業観光課
2	ポスター等による啓発	庁舎内等においてポスターを掲示します。	産業観光課

### ④ 女性の就業継続と再就職の促進

No.	具体的施策	概要	担当課
1	求人情報の提供	ハローワーク求人情報資料や事業所ガイドブックを活用して、広報、窓口や出先機関等で、情報提供を行います。	産業観光課 子ども課
2	女性の再就職に関するセミナー等の情報提供	職業訓練センター等におけるワークセミナーについて、広報、窓口や出先機関等で、情報提供を行います。	産業観光課 子ども課

### ⑤ 家族就労者の労働環境の改善整備

No.	具体的施策	概要	担当課
1	「認定農業者」への誘導を図り「家族経営協定」の普及に努める	中核農家の「認定農業者」への誘導や、「家族経営協定」締結の働きかけを行います。	産業観光課
2	問題点やニーズ等の情報収集	家族従業者として働く女性の状況・問題等について、県や関係機関を通じて情報収集を行います。	産業観光課
3	女性の農業者年金受給者加入に関する広報、啓発	国や県のチラシ・パンフレットにより制度の周知や啓発を行い、加入促進を行います。	産業観光課

## 基本目標 4 / あらゆる分野での男女共同参画の推進

### (1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進

#### 【 成果目標 】

項目	現状 (令和2年)	中間年 (令和8年)	最終年 (令和13年)
審議会等への女性登用率	24.1%	30.0%	40.0%
町職員の各役職段階に占める女性の割合	係長相当職： 36.4%	40%	40.0%
	課長補佐相当職： 34.6%	35%	40.0%
	課長相当職： 24.0%	25%	30.0%
	部局長・ 次長相当職： 0.0%	14%	30.0%
区長に占める女性の割合	0.8%	5.0%	10.0%

#### 【 施策の方向 】

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、町が率先して審議会や行政委員会等の委員への女性の選任に取り組むとともに、町の女性職員については、特定事業主行動計画に基づき、職域拡大及び管理職等への積極的な登用に取り組みます。

#### 【 取組 】

##### ① 審議会、委員会等への女性登用促進

No.	具体的施策	概要	担当課
1	女性の審議会委員等への積極的な登用	委員の選考方法を見直すなどして、審議会や委員会等の女性登用率40.0%をめざします。	総務課 関係各課
2	女性がない審議会等の解消	女性委員がない審議会、委員会の解消をめざします。	総務課 関係各課
3	結果の公表	女性委員の登用状況を調査し、公表します。	総務課

## ② 女性のキャリアアップ支援

No.	具体的施策	概要	担当課
1	町管理職の女性の占める割合の向上	性別に関係なく研修の機会を提供し、人事評価制度による目標管理等により、女性の管理職登用率の向上をめざします。	総務課
2	女性人材リストの整備	各分野で活躍する女性の人材情報を取りまとめ、審議会等委員の選定を行う際に活用します。	総務課
3	職域拡大への啓発や研修機会の充実	性別によらない事務分担を実施します。また、固定的な性別役割分担にとらわれないためのパンフレットやチラシを窓口や出先機関等に設置するとともに、広報や商工会だよりにより情報提供を行います。	総務課 産業観光課
4	民間企業への啓発	民間企業における雇用や、昇進、昇格の慣行・制度を見直すためのパンフレットやチラシを窓口や出先機関等に設置するとともに、広報や商工会だよりにより情報提供を行います。	産業観光課



## (2) 地域活動における男女共同参画の推進

### 【 成果目標 】

項目	性別	現状 (令和2年)	中間年 (令和8年)	最終年 (令和13年)
参画意欲率 (地域活動での役職に「積極的に就きたい」「頼まれれば就いてもよい」という人の割合)	全体	21.5%	27.5%	35.0%
	男性	22.9%	30.0%	40.0%
	女性	20.7%	25.0%	30.0%
男女平等実現度(しきたりや慣習) (しきたりや慣習における男女平等評価で、「平等である」と考える人の割合)		16.4%	30.0%	40.0%

### 【 施策の方向 】

区長会、PTA等の地域活動の場において、方針決定の場における女性の登用が進むよう、地域のあらゆる場において、啓発や情報提供を行い、固定的性別役割分担意識の解消を図り、多様な人材が主体的に地域活動や社会貢献活動に参画できる環境づくりを進めます。

### 【 取組 】

#### ① 女性団体等への活動支援

No.	具体的施策	概要	担当課
1	団体への助成金の交付	地域に貢献する女性団体へ、助成金を交付します。	総務課 子ども課 生涯学習課 消防署
2	個人への助成金の交付	男女共同参画の実現をめざした研修の参加者へ、助成金を交付します。	総務課
3	女性リーダーによる情報交換会の開催	女性団体連絡会議を開催し、女性リーダーへの情報提供を行います。	総務課
4	町生活学校への助成金の交付	身近な生活課題、地域課題をとらえて活動する団体への支援、指導を行います。	生涯学習課

② 地域活動等への参加促進

No.	具体的施策	概要	担当課
1	牧田川・揖斐川のクリーン活動の実施	参加意識の高揚を図り、ボランティア団体による河川の一斉清掃を実施します。	建設課
2	防災体制の整備	地域社会と連携し、要援護者の視点による防災・災害時支援ができるよう、体制等を整備します。	総務課 健康福祉課
3	NPO法人設立支援	地域活動に参画できる環境づくりとして、NPO法人設立の情報提供を行います。	企画財政課
4	保育園・こども園の親子に対する交流機会の提供	各保育園・こども園の親子を対象に、親子観劇等を実施します。	子ども課

### (3) 防災など様々な分野における男女共同参画の推進

#### 【 成果目標 】

項目	現状 (令和2年)	中間年 (令和8年)	最終年 (令和13年)
町防災会議の委員に占める女性の割合	15.8%	22.5%	30.0%

#### 【 施策の方向 】

女性と男性のニーズの違いや、性的指向・性自認に配慮した避難所運営や避難所運営マニュアルの作成に努めるとともに、自主防災組織や消防団員等の防災活動への女性の参画を促し、平常時からの男女共同参画の視点を取り入れた防災対策に取り組みます。

#### 【 取組 】

##### ① 防災における男女共同参画の促進

No.	具体的施策	概要	担当課
1	国土強靱化計画や地域防災計画の策定における女性の参画の推進	計画の策定や見直しの際に女性の参画を推進し、女性の視点を踏まえた計画の整備を図ります。	総務課 建設課
2	女性の視点やニーズを取り入れた防災施策の推進	女性の視点やニーズを取り入れた避難所運営体制を整備します。	総務課

## 基本目標5 / 安心して暮らせるまちづくり

### (1) 生涯を通じた女性の健康づくり

#### 【 成果目標 】

項目	現状 (令和2年)	中間年 (令和8年)	最終年 (令和13年)
乳がん検診受診率(40~69歳女性)	21.3%	35.0%	50.0%
子宮がん検診受診率(20~69歳女性)	17.6%	34.0%	50.0%

#### 【 施策の方向 】

安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを推進するため、妊娠期から子育て期にわたる相談・指導等、切れ目のない支援ができる母子保健施策の充実を図ります。

また、生活習慣や身体的な特徴の違いによって、男女で異なる健康上の問題に直面することを踏まえ、男女がともに身体的性差に関して正しい知識を持ち、妊娠または出産などにおいて双方がより良い協力関係を保つとともに、性と生殖に関する女性の自己決定権が尊重され、男女がライフデザインを意識した、それぞれの心身の健康の保持・増進ができるよう支援します。

さらに、生涯を通じた健康づくりのために、健康相談や健康学習の支援、生涯スポーツの推進等を充実します。

#### 【 取組 】

##### ① 母子保健の充実

No.	具体的施策	概要	担当課
1	妊娠、出産に関する健康支援	妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査、産婦健康診査の費用の助成を実施します。また、不妊治療費用助成事業について、広報やホームページ、チラシにより周知します。	保健センター
2	各種乳幼児健診の実施	乳児健診、10ヶ月児健診、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診、2歳児歯科健診、新生児聴覚検査の助成を実施します。	保健センター
3	乳児家庭全戸訪問事業の実施	生後4ヶ月までの乳児をもつ全家庭を対象として、保健師または母子保健推進員の訪問を実施します。	保健センター
4	育児・健康相談・教室の開催	育児や健康に関する相談や教室を、定期的に開催します。	保健センター

## ② 性についての正しい情報の提供

No.	具体的施策	概要	担当課
1	児童生徒の実態を把握し、発達段階を踏まえた指導内容の明確化・重点化	保健センター、医師会、学校や家庭、地域等が連携し、児童生徒の健康・安全を守ります。	教育総務課
2	有害情報の取り扱いの啓発	書籍やインターネットにおける有害情報について、関係機関の協力のもと取り扱いの啓発を行います。	生涯学習課

## ③ 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

No.	具体的施策	概要	担当課
1	生涯を通じた男女の健康の保持増進	30歳代健診、特定健診、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診等を実施します。	保健センター
2	性差に応じた健康支援	乳がん検診、子宮がん検診、骨粗しょう症検診、前立腺がん検診等を実施します。	保健センター
3	子宮頸がんワクチン接種の実施	中学1年生～高校1年生女子を対象に、予防接種法に基づくヒトパピロマーウイルス感染症予防接種（子宮頸がんワクチン）を実施します。	保健センター

## ④ 健康づくり活動の推進

No.	具体的施策	概要	担当課
1	各種軽スポーツ大会の開催	バルシューレチャンピオンシップ、絆ウォーキング大会、町民なわとび大会等を開催します。	生涯学習課
2	各種運動教室の開催	子どもから高齢者までを対象とした各種運動教室を開催します。	生涯学習課
3	養老スポーツクラブの育成	クラブマネージャーの配置、中学運動部活動指導者派遣事業を実施します。	生涯学習課
4	自主運営クラブの支援	自主運営クラブと連携した教室等の開催により支援します。	生涯学習課
5	高齢者を対象とした各種軽スポーツ大会の開催	ゲートボール、ペタンク、グラウンドゴルフ等の各種軽スポーツ大会を開催します。	健康福祉課
6	親と子の料理教室の開催	小学生の子と親が調理実習を楽しみながら食からの健康づくりを体験できる「親と子の料理教室」を開催します。	保健センター

### ⑤ 心の健康づくりへの支援

No.	具体的施策	概要	担当課
1	心の健康に関する相談の実施、啓発	保健センターにおいて心の健康に関する相談を実施します。また、広報、ホームページに心の健康に関する情報を掲載します。	保健センター
2	精神保健相談の周知	西濃保健所での心の健康に関する相談について、広報、チラシにより周知します。また、心の健康に関するパンフレットを保健センターに設置します。	保健センター
3	ひきこもりに対する支援	ひきこもり状態にある方やその家族に対して、ひきこもり地域支援センター等と連携して相談を実施します。	健康福祉課 保健センター

### ⑥ HIV／エイズ、性感染症対策の推進

No.	具体的施策	概要	担当課
1	広報等による正しい知識の提供、啓発	広報やホームページによるエイズの正しい知識の提供、啓発を行います。	保健センター
2	児童生徒の実態を把握し、発達段階を踏まえた指導内容の明確化・重点化	保健センター、医師会、学校や家庭、地域等が連携し、児童生徒の健康・安全を守ります。	教育総務課

### ⑦ 薬物乱用対策の推進

No.	具体的施策	概要	担当課
1	薬物乱用の未然防止に関する啓発	保護司会や更生保護女性会等により、各地区のミニ集会で保護者を対象として薬物乱用や非行の防止を啓発します。また、国からのパンフレットやチラシにより、啓発を行います。	健康福祉課 保健センター

## (2) 様々な困難を抱えた女性への支援

### 【 成果目標 】

項目	現状 (令和2年)	中間年 (令和8年)	最終年 (令和13年)
老後の不安度	93.7%	85.0%	80.0%

### 【 施策の方向 】

女性は出産・育児の際の離職率が高いなど、正規労働に継続して就きにくく、このことが貧困に陥りやすい背景の一つとなっており、近年の経済の低迷に伴う雇用・就業環境の急激な変化により、貧困など困難な状況に置かれた人が増えています。

複合的な課題を抱える生活困窮者のそれぞれの状況に応じ、子育て支援や就業支援等の支援を行います。特に、経済的に不安定なひとり親家庭に対し、安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため取組の充実を図ります。また、家庭の経済状況によって子どもの教育に格差が生じないように、世代間の貧困の連鎖を断ち切るための取組を行います。

### 【 取組 】

#### ① 高齢者や障がい者に対する支援の充実

No.	具体的施策	概要	担当課
1	介護給付対象の各サービスの提供	介護給付対象の在宅、施設サービスの充実を図ります。	健康福祉課
2	介護用品の助成	要介護4～5の要介護者を在宅で介護する世帯に、介護用品を対象とした助成を行います。	健康福祉課
3	家族介護慰労金の支給	要介護4～5の要介護者を在宅で介護する世帯に、慰労金を支給します。	健康福祉課
4	生活支援サービスの拡充	ひとり暮らしの高齢者等を対象に、社会的孤立感の解消や、自立生活の支援を目的とした生活支援サービスを実施します。	健康福祉課
5	養護老人ホーム等の確保	養護老人ホーム等を確保します。	健康福祉課

No.	具体的施策	概要	担当課
6	障がい福祉サービスの拡充	障がい児や障がい者の自立を促進するため、対象者に応じたサービスの充実を図ります。	健康福祉課
7	介護予防教室の開催	介護予防の教室を開催します。	地域包括支援センター
8	介護者等の相談の実施	要介護者を介護する家族等の相談に応じ、関係機関と連携し、支援を行います。	地域包括支援センター

## ② 高齢者の就労機会の確保

No.	具体的施策	概要	担当課
1	高齢者の雇用機会の充実	シルバー人材センターにおいて、高齢者の有する技能や知識・経験を活かして、家庭や企業等からの依頼により、就労の機会を提供します。	健康福祉課 (社会福祉協議会)
2	高齢者への安全就業と適正就業の啓発	シルバー人材センターにおいて、安全就業のための説明会の開催や、防護用品着用等の啓発を行います。	健康福祉課 (社会福祉協議会)

## ③ 高齢者の社会参加の促進

No.	具体的施策	概要	担当課
1	高齢者のスポーツ活動・レクリエーション活動の促進	各地域で軽スポーツ活動・レクリエーション活動を実施します。	健康福祉課
2	老人クラブ活動の支援	老人クラブ活動の支援を実施します。	健康福祉課
3	多様な交流の機会の促進	各地域において多世代交流を実施します。	健康福祉課
4	家庭・地域・関係機関との連携を図った体験活動の充実	家庭・地域・関係機関と学校が連携し、保護者を含めた地域の人材を活用し、様々な体験活動を行います。	教育総務課

#### ④ ひとり親家庭等の自立促進

No.	具体的施策	概要	担当課
1	民生児童委員や関係機関と連携した相談・指導	民生児童委員や関係機関と連携した相談を実施します。また、対象者に対し、生活福祉資金、生活保護の申請等において、社会福祉協議会や県と連携します。	健康福祉課
2	母子家庭・父子家庭等福祉医療費助成事業の実施	ひとり親家庭等に、入院助成、外来助成を実施します。	健康福祉課
3	児童扶養手当の支給	児童扶養手当の支給を行います。また、児童扶養手当の受給について広報等でPRを図ります。	子ども課
4	母子・寡婦福祉資金貸付制度等の促進	母子・寡婦福祉資金貸付制度の利用を促進します。	子ども課

#### ⑤ 地域で安心して暮らせる環境づくり

No.	具体的施策	概要	担当課
1	広報・啓発活動の実施	社会福祉大会及び広報紙「社協だより」やホームページ等で、健康・福祉等に関する情報の周知を行います。	健康福祉課 (社会福祉協議会)
2	地域、小地域での福祉活動の推進	社会福祉協議会の支部において、各地域、小地域に根ざした福祉サービスを提供します。	健康福祉課 (社会福祉協議会)
3	ボランティア活動の推進	ボランティア活動の情報を随時提供します。	健康福祉課 (社会福祉協議会)
4	社会貢献活動の受け皿の整備	ボランティアのコーディネートを行います。	健康福祉課 (社会福祉協議会)
5	福祉学習の推進	ボランティア体験、環境活動等を通して、児童生徒の社会福祉への関心と理解を深め、共生の精神を養います。	教育総務課
6	外国人住民への情報提供	外国人住民が地域で安心して生活ができるよう多言語表現による情報発信に努めます。	企画財政課 生涯学習課

## 第5章

# 計画の推進体制

### 1 庁内の推進体制

プランの推進の中心となる担当部局の機能向上を図るとともに、関連部局との積極的な連携体制を整え、全庁的な施策推進を行います。

プランに位置づけられる取り組みについては、担当部局による計画事業の進捗管理のもと、計画の進捗状況と施策の効果等を検証・評価するとともに、「養老町男女共同参画審議会」によって定期的な評価・見直しを行うことで、計画の全庁的な進行管理を実現します。

### 2 地域性を活かした推進

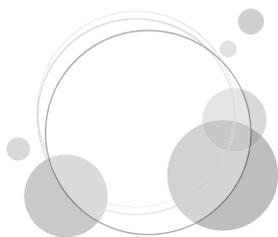
国や県の施策についても十分考慮した上で、本町の地域特性を活かし、本町に培われている地域力を大きな原動力として、町全体で男女共同参画社会の実現を目指したプランの推進を行います。

### 3 町民・関係団体等と連携した推進

町民自らが家庭や地域、職場などあらゆる場面において男女共同参画社会の実現に向けた行動をとることができるよう、広報掲載、リーフレットの配布、講演会の開催等による啓発を推進します。

また、広く町民の意見を施策に反映させるために、学識経験者、関係団体の代表者・公募町民で組織する「養老町男女共同参画審議会」を開催し、プランの進捗状況の把握や事業推進に対する提言ができる場を設けます。

特に、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進は、事業所と連携して取り組みを進めます。



# 資料編

## 1 養老町男女共同参画のまちづくり条例

平成 17 年 3 月 28 日

条例第 11 号

### 目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）

第 2 章 男女共同参画のまちづくりを推進する基本的施策（第 10 条—第 16 条）

第 3 章 男女共同参画のまちづくりを推進する具体的施策（第 17 条）

第 4 章 苦情処理（第 18 条）

第 5 章 養老町男女共同参画審議会（第 19 条—第 22 条）

第 6 章 その他（第 23 条）

### 附則

人は生まれながら個人として尊重され、法の下に平等であることが日本国憲法にうたわれていま

す。  
また、社会のあらゆる分野における差別の解消をめざす「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」とともに、そうした国際的潮流の中で制定された「男女共同参画社会基本法」にのっ

とりながら、男女平等のための取組が積極的に展開され、国、県及び町においても進められてきました。  
しかしながら、意識の上では男女平等を理解しつつも、『男は仕事、女は家庭』という、男女の固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されています。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的又は文化的につくられた性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野で対等に参画できる社会を実現していくことが必要です。そうした社会を、男女が、共に参画しながら築いていくために、この条例を定めます。

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、町、町民、事業者等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画を推進するための施策について必要な事項を定め、総合的かつ計画的に推進することにより、性別にかかわらず人権が尊重され、男女がささえあい、共に担う社会を実現することを目的とします。

#### （定義）

第 2 条 この条例において、次に掲げる用語の意義を、当該各号により定めます。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいいます。
- (2) 積極的格差是正措置 男女共同参画に係る男女間の格差を是正するために、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。
- (3) 事業者 町内に事務所又は事業所を有し、経済的活動を行う個人若しくは法人その他の団体をいいます。
- (4) 地域団体 町内に活動拠点を有し、地域活動を行う団体をいいます。
- (5) 教育関係者 学校教育、幼児教育、生涯学習その他あらゆる教育に携わる者をいいます。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者又は恋人など親密な関係にある者からの身体的、性的、精神的等の暴力行為をいいます。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は不利益を与えることをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進します。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的な取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることなど男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮されること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、町における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に、共に参画する機会を確保すること。
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立 家族を構成する男女が、共に家事・子育て・介護等の家庭的責任を持ち、相互の協力と社会的支援を受けながら、社会のあらゆる場における活動に、対等に参画できるようにすること。
- (5) 国際的協調 男女共同参画の推進は、国際社会における取り組みと密接な関係を有していることを理解して行うこと。

(町の責務)

第4条 町は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含みます。以下同じとします。）を策定し、実施するものとします。

- 2 町は、男女共同参画を推進する施策を実施するため、必要な財政上その他の措置を予算の範囲内で講ずるよう努めるものとします。
- 3 町は、国、県と連携を図り、男女共同参画の推進に関する施策の効果的な実施に努めるとともに、町民、事業者、地域団体及び教育関係者と協働して取り組むものとします。

(町民の責務)

第5条 町民は、社会のあらゆる場において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を実現するため、自立する意欲を持って、男女共同参画の推進に積極的かつ主体的に取り組むものとします。

- 2 町民は、町が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとします。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、男女が平等に能力を発揮できるようにその機会を確保するよう努めるものとします。

2 事業者は、男女が、職業生活とその他の生活を両立して行えるよう環境の整備に努めるものとします。

3 事業者は、町が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとします。

(地域団体の責務)

第7条 地域団体は、その諸活動において、男女が平等に参画する機会を確保し、男女共同参画の推進を阻害する要因の解消に努めるものとします。

2 地域団体は、町が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとします。

(教育関係者の責務)

第8条 教育関係者は、男女共同参画社会の形成に果たす教育の重要性にかんがみ、家庭や地域と連携を深めつつ、基本理念に配慮した教育を行うよう努めるものとします。

2 教育関係者は、町が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するものとします。

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 何人も、社会の全ての分野において、次のことをしてはいけません。

- (1) 性別を理由とする権利侵害又は差別的取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンスなどあらゆる暴力行為
- (3) セクシュアル・ハラスメント

第2章 男女共同参画のまちづくりを推進する基本的施策

(基本計画)

第10条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」といいます。)を策定するものとします。

2 町長は、基本計画を策定する、又は見直しをするにあたっては、町民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるとともに、第19条に規定する養老町男女共同参画審議会の意見を聴くものとします。

3 町長は、基本計画を策定したとき又は変更を行ったときは、速やかにこれを公表するものとします。

(年次報告)

第11条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等について年次報告書を作成し、これを公表するものとします。

(調査研究)

第12条 町は、男女共同参画の推進に関する施策について必要な調査研究に努めるものとします。

(男女共同参画のまちづくり推進委員)

第13条 町長は、町が行う男女共同参画の推進に関して理解を深めるため、啓発活動やその他の必要な活動を行う委員を委嘱することができるものとします。

(推進体制)

第14条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために、必要な庁内体制の整備に努めるものとします。

(活動拠点)

第15条 町は、町民等による男女共同参画推進の取り組みを支援する活動拠点の整備に努めるもの  
とします。

(施策の策定及び実施に関する配慮)

第16条 町は、男女共同参画社会の形成に影響を与えると思われる施策を策定し、実施するにあ  
たっては、男女共同参画社会の形成に配慮するものとしてします。

### 第3章 男女共同参画のまちづくりを推進する具体的施策

(男女共同参画のまちづくりの具体的施策)

第17条 町は、町の特性と実情に即して、男女共同参画のまちづくりを推進するために、次に掲げ  
る具体的な施策を行うものとしてします。

#### (1) 事業者への協力依頼

ア 町は、事業者が、その事業活動において積極的格差是正措置を講ずることができるように、  
情報提供等支援を行うよう努めるものとしてします。

イ 町は、必要があると認める場合には、事業者に対し男女共同参画の状況に関し、意見を述  
べ、協力を求めることができるものとしてします。

#### (2) 小規模商業及び農業分野における男女共同参画の推進

町は、諸分野における女性の能力開発並びに経営参画及び社会参画に必要な支援に努め、当該  
分野における方針の立案及び決定の場での、男女共同参画を推進するために助言することができ  
るものとしてします。

#### (3) 地域社会における男女共同参画の推進

町は、地域社会を構成する主要な各種の団体・組織において、方針の立案及び決定の場での男  
女共同参画を推進するために、当該団体・組織に対して協力を要請することができるものとし  
ます。

#### (4) 家庭における男女共同参画の推進

町は、男女が分け隔てなく共に、家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動と、職業  
生活や地域社会における活動とを両立することができるように、そのための必要な支援を行うも  
のとしてします。

#### (5) 教育の分野における男女共同参画の推進

町は、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を推進するよう努  
めるものとしてします。

#### (6) ドメスティック・バイオレンスなどあらゆる暴力行為の防止と被害者の救済等

町は、ドメスティック・バイオレンスなどあらゆる暴力行為の防止に努めるとともに、これら  
の被害を受けた者に対して、関係機関と連携し被害者の救済を図るため必要に応じた支援に努め  
るものとしてします。

#### (7) セクシュアル・ハラスメントの防止と被害者の救済等

町は、セクシュアル・ハラスメントの防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し  
て、関係機関と連携し被害者の救済を図るため必要に応じた支援に努めるものとしてします。

### 第4章 苦情処理

(苦情の処理)

第 18 条 町長は、町が実施する男女共同参画のまちづくりの推進に関する施策についての町民からの苦情に適切な処理に努めるものとします。

2 町は、性別による差別的取扱いその他男女共同参画を阻害する行為についての相談に対して、関係機関と協力して適切に対応するものとします。

3 第 1 項において、町長は、必要があると認めるときは、次条に規定する養老町男女共同参画審議会の意見を聴くものとします。

#### 第 5 章 養老町男女共同参画審議会

(設置)

第 19 条 男女共同参画社会の形成を図るため、養老町男女共同参画審議会（以下「審議会」といいます。）を置くものとします。

(所掌事務)

第 20 条 審議会は、次のことを審議し、町長に意見を述べるものとします。

- (1) 基本計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 基本計画の実施状況及び進捗状況に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の推進に必要な事項

(組織)

第 21 条 審議会は、委員 15 人以内で組織します。

2 審議会の委員の構成は、男女別の委員の数が均等となるように努めるものとします。

3 委員は、議会、学識経験者、各種団体の代表及び町民のうちから町長が任命します。この場合、町長は、委員の一部を公募により選出することができるものとします。

(任期)

第 22 条 委員の任期は、2 年とします。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

2 委員は、再任することができるものとします。

#### 第 6 章 その他

(委任)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町の規則で定めるものとします。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行します。

(養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 42 年養老町条例第 15 号）の一部を次のように改正します。

〔次のよう〕略

## 2 養老町男女共同参画のまちづくり条例施行規則

平成 17 年 3 月 30 日

規則第 2 号

改正 平成 19 年 3 月 31 日規則第 8 号

平成 23 年 9 月 1 日規則第 15 号

平成 24 年 3 月 31 日規則第 2 号

令和 3 年 3 月 26 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、養老町男女共同参画のまちづくり条例（平成 17 年養老町条例第 11 号。以下「条例」といいます。）の施行に関して、必要な事項を定めます。

(基本計画の見直し)

第 2 条 条例第 10 条に定める基本計画は、社会の情勢や変化に対応するために、必要に応じて見直しをするものとします。

(庁内推進体制の整備)

第 3 条 条例第 14 条の規定に基づき、養老町男女共同参画社会推進本部（以下「推進本部」といいます。）を設置し、本部長、副本部長及び本部員をもって組織するものとします。

2 本部長は、副町長をもって充て、副本部長は、教育長をもって充てるものとします。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理するものとします。

4 本部員は、総務部長、住民福祉部長、産業建設部長、会計管理者、教育委員会事務局長、議会事務局長及び消防長をもって充てるものとします。

5 推進本部の所掌事務は、次のとおりとします。

(1) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に関すること。

(2) 男女共同参画の推進に関する施策について、所属内の連絡調整を行うこと。

(3) その他男女共同参画に関する施策の推進について必要と認められること。

(推進本部の研究会)

第 4 条 推進本部は、具体的な検討を行うための研究会を置くことができるものとします。

(審議会)

第 5 条 条例第 19 条に定める養老町男女共同参画審議会（以下「審議会」といいます。）に、会長及び副会長を置くものとします。

2 会長及び副会長は、審議会委員のうちから互選するものとします。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表します。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理するものとします。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となるものとします。

2 審議会は、審議会委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないものとします。

3 審議会の議事は、出席した委員の半数以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとしします。

(部会)

第7条 審議会は、必要があるときは、部会を置くことができるものとしします。

2 部会の名称及び部会に属すべき審議会委員は、会長が定めるものとしします。

3 部会に部会長を置き、部会長は部会に属する審議会委員のうちから互選するものとしします。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会において調査検討した結果を審議会委員に報告しなければならないものとしします。

5 部会は、調査検討の終了とともに解散するものとしします。

(関係者の出席及び資料の提出等)

第8条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができるものとしします。

(庶務)

第9条 推進委員会、推進本部、審議会の庶務は、総務部総務課において行うものとしします。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めるものとしします。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行します。

附 則(平成19年3月31日規則第8号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月1日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月31日規則第2号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日規則第5号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

### 3 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号  
最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

#### 目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、

男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案

及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提

出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県

男女共同参画計画を立案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団

体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。  
2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。  
一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者  
二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者  
2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。  
3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

**附 則 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

**附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

**附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

## 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号  
最終改正：令和元年 6 月 26 日法律第 46 号

### 目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等  
（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条  
一第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる

心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更

しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

## 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾

病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

## 第四章 保護命令

（保護命令）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、

その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳

未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該

警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
  - 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
  - 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
  - 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
  - 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
  - 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶

者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲

げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについ

ては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
  - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

#### 附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

#### 附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

#### 附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及

び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号  
最終改正 令和元年 6 月 5 日同第 24 号

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
  - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
  - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
  - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
  - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、

昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### （事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
    - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
    - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
      - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
      - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
    - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
  - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚

生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。  
2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業

生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなると認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める

基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなると認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づ

き当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
  - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進する

## ための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

- 第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

- 第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理

解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

- 第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

- 第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
  - 二 学識経験者
  - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

- 第二十八條 協議会の事務に従事する者又は協議

会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同條に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前條第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則

(平成二九年三月三一日法律第一四号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
- 二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同條第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

## 附 則

(令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する

法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

平成 17 年 3 月 30 日

訓令甲第 5 号

改正 平成 22 年 3 月 31 日告示第 55 号

平成 23 年 5 月 30 日訓令甲第 4 号

平成 24 年 3 月 31 日訓令甲第 1 号

令和 3 年 3 月 26 日訓令甲第 10 号

(設置)

第 1 条 養老町男女共同参画のまちづくり条例（平成 17 年養老町条例第 11 号）及び養老町男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）の推進を図るため、養老町男女共同参画社会推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の事項について調査研究する。

- (1) 男女共同参画に関する施策の推進並びにプランの見直し及び進捗状況の把握に関すること。
- (2) 男女共同参画推進における課内の企画及び調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進について必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内をもって組織する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐する。委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員は、職員のうちから町長が委嘱する。
- 6 特定の事項につき詳細な調査及び研究を行うため、専門部会を置くことができる。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長が、必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見又は説明等を聞くことができる。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、総務部総務課で行う。

(補則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 養老町男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム設置要綱（平成 12 年養老町訓令甲第 37 号）は、廃止する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日告示第 55 号）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 5 月 30 日訓令甲第 4 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 31 日訓令甲第 1 号）抄

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日訓令甲第 10 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

## 7 養老町男女共同参画審議会委員名簿

(敬称略)

氏名	所属団体等	任期	備考
椎名 貴彦	学識経験者 (岐阜大学准教授)	令和2年4月1日 ～令和4年3月31日	会長
清水 由美子	養老町議会議員	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	
岩永 義仁		令和3年5月14日 ～令和4年3月31日	
日比 勝	養老町人権擁護委員	令和2年4月1日 ～令和4年3月31日	
安田 正	養老町区長連絡協議会	令和2年4月1日 ～令和4年3月31日	
椿井 隆成	行政相談員 (～令和3年3月31日 在任)	令和2年4月1日 ～令和4年3月31日	
高橋 誠	養老町小中学校校長会	令和2年4月1日 ～令和4年3月31日	
森川 一俊	養老町民生児童委員 協議会	令和2年4月1日 ～令和4年3月31日	
山本 美奈子	養老町工場会	令和2年4月1日 ～令和4年3月31日	
田中 真衣	養老町PTA連合会	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	
松永 由希子		令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	
小寺 光信	公募委員	令和2年4月1日 ～令和4年3月31日	
大橋 正典	公募委員	令和2年4月1日 ～令和4年3月31日	
西脇 敏夫	公募委員	令和2年4月1日 ～令和4年3月31日	
佐竹 憲子	公募委員	令和2年4月1日 ～令和4年3月31日	
大橋 美智代	女性団体 (養老町女性会議)	令和2年4月1日 ～令和4年3月31日	
田中 とも子	女性団体 (広幡地域女性の会) (更正保護女性会)	令和2年4月1日 ～令和4年3月31日	副会長

## 8 / プラン策定の経緯

年 月 日	内 容
令和2年8月5日	養老町男女共同参画審議会（第1回） ・プラン策定のスケジュールについて ・町民等意識調査の実施について
令和2年9月15日	養老町男女共同参画社会推進本部会議（第1回） ・プラン策定のスケジュールについて ・町民等意識調査の実施について
令和2年9月16日	養老町男女共同参画社会推進委員会（第1回） ・プラン策定のスケジュールについて ・町民等意識調査の実施について
令和2年10月15日～ 11月10日	町民等意識調査の実施 「養老町男女共同参画に関するアンケート調査」
令和3年3月	養老町男女共同参画審議会への報告 ・町民等意識調査の結果について
令和3年7月27日	養老町男女共同参画社会推進本部会議（第2回） 養老町男女共同参画社会推進委員会（第2回） ・素案の検討 ・各所属への事業ヒアリングの実施について
令和3年12月1日	養老町男女共同参画社会推進本部会議（第3回） ・素案の検討 ・事業ヒアリングの結果について
令和3年12月2日	養老町男女共同参画社会推進委員会（第3回） ・素案の検討 ・事業ヒアリングの結果について
令和3年12月21日	養老町男女共同参画審議会（第2回） ・素案の審議
令和4年2月1日～ 3月2日	パブリックコメントの実施
令和4年3月	「養老町第3次男女共同参画プラン」策定

**【あ行】****アンコンシャス・バイアス**

自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、誰もが持っているものである。その人の過去の経験や知識、価値観、信念をベースに自分なりに解釈して、何気ない発言や行動として現れる。自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の思い込み」と呼ばれる。バイアスの対象は性別、人種、年齢などさまざまであり、例えば「女性は料理が得意」「受付業務は女性」などのアンコンシャス・バイアスのほか、職場においても「雑用は若手の仕事と決まっている」「定時に帰る社員はやる気がない」など無意識の「思い込み」「決めつけ」「押しつけ」により、周囲に悪影響を与える恐れがある。自分の持つアンコンシャス・バイアスに気付き、それが周囲にどのような影響を与えているかを自覚することが重要とされる。

**【か行】****固定的性別役割分担意識（固定的な性別役割分担意識）**

「男は仕事、女は家庭」というような、性の違いによって役割を固定してしまう考え方や意識。また、「男らしさ、女らしさ」を求めることも、この固定的性別役割分担意識に基づく男女それぞれの役割への期待が反映されているといわれている。

**【さ行】****ジェンダー**

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

**就業率**

15歳以上の人口に占める完全失業者を含まない就業者の割合。

## **女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）**

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることが目的。基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めている。

10年間の時限立法。※平成27年9月4日公布・同日施行（一部平成28年4月1日施行）

### **性自認**

性自認とは、自分の性をどのように認識しているのか、自分の感覚として持っているかを示す概念。「こころの性」と呼ばれることもある。

### **性的指向**

恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもの。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛などを指す。

### **性的マイノリティ**

身体の性と性自認が一致しないことや性的指向が同性のみに向いていることなどを指す。

「LGBT」は、レズビアン（同性を好きになる女性）、ゲイ（同性を好きになる男性）、バイセクシュアル（同性も異性も好きになる人）、トランスジェンダー（こころと身体の性が一致しない人等）の頭文字を取った、性的マイノリティの総称の一つ。

### **セクシュアル・ハラスメント**

相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布などさまざまなものがある。一般に「セクハラ」と略して使われる。職場以外でも問題になっている。

## **【た行】**

### **男女共同参画社会**

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。

## **デートDV**

恋人や交際相手などの親密な関係にある者（配偶者等を除く）の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的、性的などの暴力のこと。借りたお金を返さないなどの経済的暴力や、家族や友人との付き合いを制限するなどの社会的暴力もデートDVでおこる暴力に含まれる。

## **ドメスティック・バイオレンス**

略称であるDVが使われることが多い。DVの用語解説を参照。

## **【は行】**

### **配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）**

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。※平成13年4月13日公布・10月13日施行（一部は平成14年4月1日施行）

### **配偶者暴力相談支援センター**

配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律により、都道府県に義務（市町村に努力義務）づけられているDV被害者救済のための拠点施設。センターでは次の業務を行う。①相談、②医学的・心理学的な指導、③一時保護、④自立支援のための情報提供・援助、⑤保護命令制度に関する情報提供・援助、⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報の提供・援助。

### **パワー・ハラスメント**

職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①から③までの3つの要素を全て満たすものをいう。

### **ファミリー・サポート・センター**

地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織のこと。相互援助活動例：子どもの一時預かりや保育施設への送迎など。

### **ポジティブ・アクション**

固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、男女労働者の間に差が生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取り組みのこと。

## 【ま行】

### マタニティ・ハラスメント

妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取り扱いを行うこと。

## 【や行】

### 要保護児童対策地域協議会

児童福祉法第25条により、要保護児童等の早期発見及びその保護を目的として、関係機関が連携し、情報を共有しながら要保護児童等への適切な対応を図るために設置する機関。協議会とその下に実務者会議を置き、警察、児童相談所、医師会、民生委員・児童委員、関係主管課等で構成される。

## 【ら行】

### ライフステージ

出生・就学・就職・結婚・出産・子育て・退職などの年齢に伴って変化する生活段階のこと。

### リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

妊娠・出産というしくみを体に持つ、女性の一生を通じた健康のことを、リプロダクティブ・ヘルスといい、強制でなく安全で満足な性生活を営めること、また、いつ何人子どもを産むか、あるいは産まないかということを女性自身の意思で選択していく権利を、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖の自己決定権）という。これらを総称して「性と生殖に関する健康及び権利」と訳されている。

## 【わ行】

### ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、一人ひとりがやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいて、子育て期、中高年期といった各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

## 【英字】

### DV

ドメスティック・バイオレンスの略称。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。その形態は身体的暴力（なぐる・蹴るといった行為）の他に、心理的暴力（大声で怒鳴る、何を言っても無視するなどの行為）、経済的暴力（生活費を渡さないなど経済力を奪う行為）、性的暴力（性的行為を強要する、避妊に協力しないなどの行為）、社会的隔離暴力（交友関係やメールの内容などを監視する、外出を禁止するなどの社会的に隔離する行為）など広範にわたる。

## **M字カーブ**

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

## **SDGs（エスディージーズ）**

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。「誰一人取り残さない」を理念とし、健康・福祉、働きがい・経済成長、気候変動対策などの17のゴールと169のターゲットが掲げられており、今後、社会・経済・環境上のさまざまな課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組んでいくための、もっとも重要なキーワードであり、新たなものさしとなるもの。

---

養老町  
第三次男女共同参画プラン

令和4年3月

発行：養老町 総務部 総務課

〒503-1392

岐阜県養老郡養老町高田 798 番地

TEL (0584) 32-1101 FAX (0584) 32-2686

ホームページ： <https://www.town.yoro.gifu.jp/>

---